

衆憲資第95号

「第一章（天皇）」に関する資料

平成29年6月
衆議院憲法審査会事務局

この資料は、衆議院憲法審査会における調査の便宜に供するため、幹事会の協議決定に基づいて、衆議院憲法審査会事務局において作成したものです。

この資料の作成に当たっては、調査テーマに関する諸事項のうち関心が高いと思われる事項について、衆議院憲法審査会事務局において入手可能な関連資料を幅広く収集するとともに、主として憲法的視点からこれに関する国会答弁、主要学説等を整理したのですが、必ずしも網羅的なものとなっていないことにご留意ください。

なお、本資料は、平成 29 年 6 月 8 日の憲法審査会の参考として作成したものであるが、「天皇の退位等に関する皇室典範特例法」の審議経過等につき、後日一部加筆・整理を行っている。

目 次

序 憲法第1章の構造	1
I 総論	
1. 象徴天皇制	5
2. 国民主権と象徴制度	6
3. 明治憲法との相違	8
(1) 天皇の地位の根拠	8
(2) 性格	8
(3) 権能	8
4. 象徴天皇と「君主」・「元首」	9
(1) 「君主」の概念	9
(2) 「元首」の概念	10
II 皇室制度の連続的側面 ―皇位継承制度―	
1. 皇室制度の概要	13
(1) 天皇と皇族	13
(2) 現在の皇室	13
(3) 皇族の範囲	13
2. 皇室典範	15
(1) 総論	15
(2) 皇位継承	16
(3) 皇位継承順序	20
3. 女性天皇、女系天皇を巡る議論	20
(1) 旧皇室典範及び現行皇室典範の制定時における女性・女系天皇の 是非に関する議論	20
(2) 最近の議論	23
(3) 衆議院憲法調査会における議論	24
(4) 歴代の女性天皇	25
4. 皇位継承の原因	26
(1) 総論	26
(2) 旧皇室典範及び現行皇室典範の制定時における天皇の退位に関する 議論	26
(3) 政府見解	27
(4) 今般の議論	28
(5) 退位の事例	28

5. 皇室会議	29
(1) 組織	29
(2) 権限	29
(3) 皇室会議の性質	29

Ⅲ 皇室制度の創設的側面 —天皇の権能—

1. 天皇の行為	31
(1) 国事行為	32
(2) 国事行為以外の行為の承認	33
(3) 公的（公人）行為	34
(4) その他の行為（私的行為）	36
2. 内閣の「助言と承認」	39
(1) 総論	39
(2) 「助言と承認」の性格	39
3. 摂政及び国事行為の代理	40
(1) 総論	41
(2) 摂政	42
(3) 国事行為の臨時代行	42

Ⅳ 皇室経済等（第8条及び第88条関係）

1. 総論	44
2. 第8条の趣旨等	44
3. 第88条の趣旨等	45
4. 国有財産としての皇室財産	47

Ⅴ 皇室制度を巡る最近の議論の経緯

1. 天皇陛下のおことばと政府の動き	50
2. 国会での動き	51
3. 天皇の退位に関する法案作成の動き	53
4. 「天皇の退位等に関する皇室典範特例法案」提出後の動き	54

資料1	天皇の退位に関する政府及び国会の主な動き	56
資料2	象徴としてのお務めについての天皇陛下のおことば	60
資料3	「天皇の退位等についての立法府の対応」に関する衆参正副議長 による議論のとりまとめ	62
資料4	天皇の公務の負担軽減等に関する有識者会議 最終報告 概要	67
資料5	参照条文	70

序 憲法第 1 章の構造¹

〔象徴天皇制における二大原則〕

日本国憲法第 1 章は、象徴天皇制（1 条）を採用する（後掲Ⅰ）。これは、「世襲制」（2 条）（後掲Ⅱ）と天皇の「政治からの隔離（非政治性）」（3 条～7 条）（後掲Ⅲ）という二つの原則を中心的な要素とする。「世襲制」の原則は象徴天皇制の歴史的・連続的側面を体現する一方、天皇の「政治からの隔離（非政治性）」の原則は、象徴天皇制の日本国憲法による創設的側面を体現していると言えよう。

〔「世襲制」と皇室典範〕

日本国憲法は「世襲制」の採用を謳うが（後掲Ⅱ 1）、その内容である皇位継承資格（後掲Ⅱ 2）や皇位継承原因（後掲Ⅱ 4）については、皇室典範（昭和 22 年法律第 3 号）（後掲Ⅱ 2）に規定されている。

皇位継承原因としての「退位」は、旧皇室典範や現行皇室典範の制定時に議論されたものの採用されてこなかったが、平成 28 年 8 月 8 日の「象徴としてのお務めについての天皇陛下のおことば」などを契機として、その是非等が改めて議論となった。現在、天皇陛下の退位及び皇嗣の即位を実現すること等を定めた天皇の退位等に関する皇室典範特例法案（第 193 回国会閣法第 66 号）が審議されている（経緯については後掲Ⅴ。議論の内容は関連する論点においてそれぞれ記載）。

〔天皇の「政治からの隔離（非政治性）」〕

天皇は、国事行為（4 条 2 項、6 条及び 7 条）のみを行い、国政に関する権能を有しないこと（4 条 1 項）及び天皇の国事行為には内閣の助言と承認が必要とされていること（3 条）から、「天皇を政治的に利用することの禁止（政治利用の禁止）」と「天皇が政治的発言等をすることの禁止（政治関与の禁止）」が導かれることにより天皇の政治的中立性が担保され、講学上「天皇の政治的無答責」とも表現される、天皇の「政治からの隔離（非政治性）」が図られている（後掲Ⅲ 1、2）。

そして、日本国憲法は、天皇の国事行為の遂行が困難となった場合に備え、摂政（5 条）や国事行為臨時代行（4 条 2 項）の制度を設けており、その詳細は法律（摂政については皇室典範第 3 章、国事行為臨時代行については国事行為の臨時代行に関する法律（昭和 39 年法律第 83 号））に委ねられている（後掲Ⅲ 3）。

¹ 園部逸夫『皇室法概論—皇室制度の法理と運用—〔復刻版〕』（第一法規、2016 年）7-11、17-40、33、101-102、121-124 頁、芦部信喜監修（野中俊彦、戸松秀典、江橋崇、高橋和之、高見勝利、浦部法穂編集）『注釈憲法 第 1 巻』（有斐閣、2000 年）191-229 頁〔浦部法穂執筆部分〕をもとに作成。

〔公的行為の容認〕

さらに、天皇の「政治からの隔離（非政治性）」の原則が象徴天皇制の消極的・受動的側面と呼応する一方で、象徴天皇制は**公的行為**の容認（天皇の「政治からの隔離（非政治性）」の観点から、**内閣の責任**に帰することとされる）などの**積極的・能動的側面**をも内包していると解される（後掲Ⅰ 2、Ⅲ1(3)）。

〔皇室経済等〕

皇室経済等については、明治憲法下における皇室経済自立主義を廃し、関係する事項を全て国会の統制の下におくこととされている（8条・88条）（後掲Ⅳ）。

憲法第1章の構造・主な皇室関連法令

○象徴天皇制の安定的維持（皇位の安定的継承）という制度的要請

憲法第1章の構造

象徴天皇制

第1条 天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

《連続的側面》

歴史的・伝統的側面

《創設的側面》

日本国憲法により創設された側面

世襲制

第2条 皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。

上記の「世襲」の具体化

皇室典範第1条 皇位は、皇統に属する男系の男子が、これを継承する。
(=男系男子要件)

同第4条 天皇が崩じたときは、皇嗣が、直ちに即位する。(=崩御要件)

非政治性（国事行為）

第3条 天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。

第4条① 天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない。

「天皇の政治関与の禁止」

●国事行為の代理
・第4条第2項（国事行為の委任）
・第5条（摂政）

●国事行為の種類（13個）
・第4条第2項（国事行為の委任）
・第6条第1項（首相の任命）
第2項（最高裁長官の任命）
・第7条第1号～第10号
（憲法改正・法律等の公布、国会の召集、衆議院の解散など）

●皇室財産等
・第8条
(・第88条)

国事行為
臨時代行政

皇室典範
(第3章摂政)

皇室経済法

(皇室関連法令)

皇室典範

- 第1章 皇位継承
- 第2章 皇族
- 第4章 成年、敬称、即位の礼、大喪の礼、皇統譜及び陵墓
- 第5章 皇室会議

宮内庁法・宮内庁組織令

(皇室関連法令)

I 総論

1. 象徴天皇制²

日本国憲法

〔天皇の地位と主権在民〕

第1条 天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

日本国憲法1条は、天皇の地位について、「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴である」と定めている。

ここに言う「象徴」とは、抽象的・無形的・非感覚的なものを具体的・有形的・感覚的なものによって具象化する作用ないしはその媒介物を意味する。たとえば、鳩は平和の象徴であるとされる。象徴ということばは、もともとは文学的・心理学的なことばであるが、法の規定において用いられないわけではない。

およそ、君主制国家では、君主は、本来、象徴としての地位と役割とを与えられてきた。大日本帝国憲法（以下「明治憲法」という）の下でも、天皇は象徴であったとすることができる。しかし、そこでは、統治権の総攬者としての地位が前面に出ていたために、象徴としての地位は背後に隠れていたと考えられる。日本国憲法では、統治権の総攬者としての地位が否定され国政に関する権能をまったくもたなくなった結果、象徴としての地位が前面に出てきたのである。したがって、憲法1条の象徴天皇制の主眼は、天皇が国の象徴たる役割をもつことを強調することにあるというよりも、むしろ、天皇が国の象徴たる役割以外の役割をもたないことを強調することにあると考えなければならない。

【参考】「国民の総意」の意味³

憲法が定める「国民の総意」については解釈が分かれている。

①国民全体としての合理的意思であり、それは国民の多数意思により発見されるとする見解⁴

②単に意思の意味とする見解⁵（多数説）

また、憲法第1条の国民がいつの時点の国民であるかについても考え方が分かれる（過去から現在に至るすべての国民、憲法制定時の国民、その時々国民、等）。

政府は、「総意というのは…いわゆる総体としての国民の意思ということ」と解している。また、国民の総意をどのように確定したかという点については、「制憲議会において

² 芦部信喜著・高橋和之補訂『憲法（第6版）』（岩波書店、2015年）45・46頁をもとに作成。

³ 園部逸夫『皇室制度を考える』（中央公論社、2007年）68頁をもとに作成。

⁴ 佐藤功『憲法（上）（新版）』（有斐閣、1995年）42頁

⁵ 宮澤俊義著・芦部信喜補訂『全訂日本国憲法』（日本評論社、2004年）54頁

これが国民の総意であるという御判断がありまして、そしてこの条文ができていますと、こういうふうに理解している」と説明している。

〔政府の見解〕

第 87 回国会 衆議院内閣委員会 昭和 54 年 4 月 19 日

○真田秀夫内閣法制局長官 天皇の地位は主権の存する国民の総意に基づくと書いてございます場合のその総意というのは、一億何千万の国民の一人一人の、具体的な国民一人一人の意思というような意味ではなくて、いわゆる総意、いわゆる総体としての国民の意思ということでございますので、特定の人が入っているとか入っていないとかいうようなことを実は問題にしておる条文ではないというふうに考えられます。

第 87 回国会 参議院内閣委員会 昭和 54 年 5 月 8 日

○真田秀夫内閣法制局長官 …この憲法第 1 条に言っています「国民の総意」というのは、これは一人一人の国民の意思というんじゃなくて、総体としての国民の意思と、こういうふうに読めるわけなんでございまして、これは実は憲法制定の際に国民投票なり世論調査をしたわけじゃございませんので、それは的確な意味の証明のしようはございません。しかし制憲議会においてこれが国民の総意であるという御判断がありまして、そしてこの条文ができていますと、こういうふうに理解しているわけでございます。

2. 国民主権と象徴制度⁶

日本国憲法は、前文において「主権が国民に存すること」を宣言し、1 条において天皇の地位は「主権の存する日本国民の総意に基く」ものと規定しており、国民主権という人類普遍の原理を採用しながら、同時に天皇の存在を認めた。天皇制度は、人類の普遍的原理という立場からではなく、日本固有の歴史、伝統あるいは国民感情を考慮し、尊重するという立場から必要が認められて存置されたものである。

しかし、日本国家構成員のうちに、天皇のような特殊な地位をもった者を認めるのは、民主の原理とは相容れない。そこで、民主制と天皇制という、原理的にはむしろ対立する二者を調和または妥協させるために、憲法は、天皇の制度に根本的な変革を加えなければならなかった。すなわち、明治憲法における天皇が、神勅にもとづいて、国家統治の淵源であるとともにその中心たる地位にあって、強大な権能をもっていたのに対し、日本国憲法における天皇は、国民の意思にもとづいて、国家および国民統合の象徴たる地位に立ち、それにふさわしいとみなされる権能のみが認められることになった。

すなわち、日本国憲法の実天皇は、政治的権力を全くもたないにもかかわらず象徴として創設されたのであり、天皇が象徴であると規定する 1 条は、天皇が依然として象徴であることを確認する規定ではなくて、全く新たな象徴天皇制

⁶ 清宮四郎『憲法 I（第 3 版）』（弘文堂、1979 年）152 頁、野中俊彦・中村睦男・高橋和之・高見勝利『憲法 I（第 5 版）』（有斐閣、2012 年）102 頁〔高橋和之執筆部分〕をもとに作成。

を創設する規定と理解することとなる。

象徴とは、目に見えない抽象的・観念的・無形的・超感覚的なことがらを、目に見える具体的・実在的・有形的・感覚的なものにより表すことであるが、象徴するものが象徴されるものと不適合であるときは、象徴されるものの本来の意味が見失われる危険がある。たとえば、平和の象徴を鳩ではなく鷹に求めたとしたらどうであろうか。象徴天皇制もこのような問題をはらんでいるのである。世襲制である点で身分制に基礎を置く天皇が、個人の尊厳に基礎を置く国民統合を象徴するという理解を持続させるには、緊張感を必要とする。緊張感を失えば、日本国憲法の基本価値の対立物を象徴するものへと転化する危険を常にもつ。逆にいえば、象徴天皇制は、我々に、我々を形成した伝統に正当な敬意を払いつつも、新たな伝統を意識的に形成していくことを求めているのであり、そのことを常に意識化させる作用を果たすべきものと理解する必要がある。

高橋和之『立憲主義と日本国憲法（第4版）』（有斐閣、2017年）45頁

【参考】「象徴」の規範的機能について⁷

日本国憲法制定以来、象徴規定は、天皇の地位・行為、国の公式制度等に関する様々な議論に際し、その内容の当否は別に、實際上判断基準としての役目を果たしてきたとされる。そうした経緯の中で、①象徴規定は天皇に対して公的性格を付与する根拠となり、そのことによって象徴規定が「公的行為」という言わば一種の権能を付与するような規範としての側面を有することになる（権能付与的規範）とともに、他方でこの象徴規定が天皇の行為の在り方を判断する基準として言わば行為規範としての側面を有するとされる。

そして、行為規範としての側面については、従来、②天皇が日本国及び日本国民統合の象徴であることから、その行為に関しては、国事行為、公的行為、その他の行為において、象徴に反することのないような行為（非政治性等）であることが求められてきたこと（消極的な行為規範）に加え、③「象徴として行うのにふさわしい」あるいは「象徴として行っても差し支えない」といった価値判断を経て、戦後天皇によりなされてきた行為の積み重ねの中から「象徴として行うべき」行為の原則を一般化しその基準を具体化すること（積極的な行為規範）も不可能ではないとの指摘がなされている。

⁷ 園部逸夫『皇室法概論—皇室制度の法理と運用—〔復刻版〕』（第一法規、2016年）33、101-102、121-124頁をもとに作成。

なお、大原康男は、象徴の機能について、①天皇の行為あるいは言葉で示されることから国民が感得する能動的な象徴機能（戦後の全国御巡幸や各地における国民との交流など）と②天皇がいらっしゃる、存在されるというところに発現される受動的な象徴機能（昭和天皇の御闘病に際し、多くの国民が御快癒を願うために行った記帳など）とがあると指摘する（「天皇の公務の負担軽減等に関する有識者会議（第3回）議事録」27-28頁<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/koumu_keigen/dai3/gijiroku.pdf>）。

3. 明治憲法との相違⁸

明治憲法下の基本原則は、①天皇は統治権（主権）を「総攬」（総括保持）し、大日本帝国を統治すること（明治憲法 4 条・1 条）、②天皇の地位の根拠は「万世一系」（同 1 条）の皇統にある、③天皇は神格すなわち現人神たる性格を有し、政治上・道德上の絶対的權威を有するものであり（同 3 条）、臣民はこのような天皇の統治に絶対的に服従する地位にあるとされた。このような明治憲法下の天皇統治の原則は、日本国憲法の基本原理たる国民主権の原理と両立しえないものである。

したがって、日本国憲法においても、天皇制そのものは象徴天皇制という形で存置されたものの、明治憲法下の天皇制と日本国憲法の象徴天皇制とは、以下のように原理的に大きな違いがある。

（1）天皇の地位の根拠

明治憲法においては、天皇の地位は天照大神の意思、つまり神勅に基づくとされていたのに対して、日本国憲法においては、天皇の地位は「主権の存する日本国民の総意に基く」（1 条）ものとされる。したがって、天皇制は絶対的なもの、不可変的なものではなく、国民の総意により可変的なものとなった。

（2）性格

明治憲法においては、天皇は神聖不可侵の存在とされ、天皇の尊厳を侵す行為は不敬罪によって重く処罰されたが、戦後は、天皇の人間宣言によって天皇の神格性が否定されるとともに、不敬罪は廃止され、日本国憲法では天皇を神の子孫として特別視する態度はとられていない。

【参考】いわゆる人間宣言

新日本建設に関する詔書 官報 号外 昭和 21 年 1 月 1 日 （抜粋）

…朕ハ爾等国民ト共ニ在リ、常ニ利害ヲ同ジウシ休戚ヲ分タント欲ス。朕ト爾等国民トノ間ノ紐帯ハ、終始相互ノ信賴ト敬愛トニ依リテ結バレ、單ナル神話ト伝説トニ依リテ生ゼルモノニ非ズ。天皇ヲ以テ現御神^{あきつみかみ}トシ、且日本国民ヲ以テ他ノ民族ニ優越セル民族ニシテ、延テ世界ヲ支配スベキ運命ヲ有ストノ架空ナル觀念ニ基クモノニモ非ズ。…

（3）権能

明治憲法における天皇は、統治権の総攬者であって、国家の全ての作用を統括する権限を有するとされたが、日本国憲法における天皇は、形式的・儀礼的な「国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない」（4 条）。

⁸ 特に断りのない限り、佐藤功『憲法（上）（新版）』（有斐閣、1995 年）33 頁、芦部信喜著・高橋和之補訂『憲法（第 6 版）』（岩波書店、2015 年）44-45 頁をもとに作成。

4. 象徴天皇と「君主」・「元首」

(1) 「君主」の概念⁹

君主の存否は、国家体制の区分にかかわる本質的要素とされ、その有無によって共和制と君主制に区分される。君主制の標識として、①独任機関であること、②一般国民とは異なる身分の者が位に就き、その地位は世襲とされること、③統治権の担い手であること、④対外的に国を代表する地位・資格・権限をもつこと、⑤国の象徴としての役割をもつこと、などが挙げられてきた。

民主主義の進展に伴い、君主制を採用する諸外国においても、君主の政治的実権は名目化され、③④に関する実質的権限は、議会に対して政治責任を負う内閣へと移行し、③④の条件は、現代の君主制にとって必要な条件とはいえないが、名目上は君主に③④の権限が帰属する建前とされてきた。

これらの標識を基準とする限り、日本国憲法における天皇は、「国政に関する権能を有しない」（4条1項）とされる点で名目上も③を欠き、また、「外交関係を処理すること」（73条2号）が内閣の権限とされ、天皇は名目上も条約締結権や外交使節の任免権等をもたない点において④を欠き、「君主」とは言えないことになる。

それに対し、「君主」の概念は流動的であることを強調し、前記の標識のうち、①②⑤の標識に該当することを理由に、日本国憲法の天皇もなお「君主」と言えるとする見解がある。

政府は、我が国は立憲君主制と言っても差しつかえないとしている。

第71回国会 参議院内閣委員会 昭和48年6月28日

○吉國一郎内閣法制局長官 国家の形態を君主制と共和制とに分けまして、わが国がそのいずれに属するかということがまず問題になるわけですが、公選による大統領その他の元首を持つことが共和制の顕著な特質であるということが一般の学説でございますので、わが国は共和制でないことはまず明らかであろうと思います。

それでは、君主制をさらに専制君主制と立憲君主制に分けるといたしますならば、わが国は近代的な意味の憲法を持っておりますし、その憲法に従って政治を行なう国家でございます以上、立憲君主制と言っても差しつかえないであろうと思います。もっとも、明治憲法下におきますような統治権の総攬者としての天皇をいただくという意味での立憲君主制でないことは、これまた明らかでございます。

⁹ 毛利透・小泉良幸・浅野博宣・松本哲治『憲法Ⅰ総論・統治（第2版）』（有斐閣、2017年）106-107頁〔小泉良幸執筆部分〕、芹沢齊・市川正人・阪口正二郎編『新基本法コンメンタール憲法』（日本評論社、2011年）24-26頁〔芹沢齊執筆部分〕をもとに作成。

(2)「元首」の概念

ア. 学説¹⁰

元首とは、本来、立憲君主制の下で、行政権の首長で、条約締結権などの対外的代表権を有する君主の地位について、これを国家有機体説に基づいて「国家の頭」と表現したものといわれる。

しかし、元首の概念は、君主概念と密接不可分であった生成期の含意を離れ、共和制における大統領をも君主と並ぶ元首の地位保持者として考えられるようになる。この段階でも、「元首」であるためには、一般に、内に行政権を担当する首長であり、外には対外的代表権をもつものでなければならないとされた。そして、徐々に行政権の担い手という性格が希薄になっていき、国家を対外的に代表する資格を有することが元首の標識として用いられるようになった。通常、君主制の国では君主が、共和制の国では大統領が、少なくとも名目上、対外的代表権を持ち、元首とされる。

明治憲法は、「天皇ハ国ノ元首ニシテ統治権ヲ総攬シ…」(明治憲法 4 条)と規定していたが、現行憲法ではそれに該当する条文がなく、天皇が「元首」であるのか否かが問題とされてきた。

学説の多くは、元首の指標を実質的な対外代表権をもつことに求めており、条約の締結権や外交関係の処理の権能は内閣にあり、名目上も天皇にはないことから、天皇は元首ではないと解しているとされる。

他方、「象徴」規定から天皇を「装飾的な意味における国家元首」とする見解や、憲法制定過程において、マッカーサー・ノートが天皇について「at the head of the state」と記していたことを根拠とする見解、憲法は天皇を国事行為を中心とした若干の純粹に儀礼的な行為だけを行う形式的・儀礼的元首と位置付け、この地位を「象徴」と表現したと理解する見解などがある。

イ. 政府見解

天皇は元首であるかについて、政府は、以下のように答弁している。

第 113 回国会 参議院内閣委員会 昭和 63 年 10 月 11 日

○大出峻郎内閣法制局第一部長 ただいまの御質問は、天皇は元首であるかどうかということに関連しての御質問かと思いますが、現行憲法上におきましては元首とは何かを定めた規定はないわけであり、元首の概念につきましては、学問上法学上はいろいろな考え方があるようでございます。したがって、天皇が元首であるかどうかということは、要するに元首の定義いかに帰する問題であるというふうに考えておるわけあります。

¹⁰ 戸波江二『憲法(新版)』(ぎょうせい、1998 年) 71-72 頁、芹沢斉・市川正人・阪口正二郎編『新基本法コンメンタール憲法』(日本評論社、2011 年) 24-26 頁〔芹沢斉執筆部分〕をもとに作成。

かつてのように元首とは内治、外交のすべてを通じて国を代表し行政権を掌握をしている、そういう存在であるという定義によりますならば、現行憲法のもとにおきましては天皇は元首ではないということになると思います。

しかし、今日では、実質的な国家統治の大権を持たれなくても国家におけるいわゆるヘッダの地位にある者を元首と見るなどのそういう見解もあるわけでありまして、このような定義によりますならば、天皇は国の象徴であり、さらにごく一部ではございますが外交関係において国を代表する面を持っておられるわけでありますから、現行憲法のもとにおきましてもそういうような考え方をもとにして元首であるというふうに言っても差し支えないというふうに考えておるわけであります。

このような趣旨につきましては、昭和 48 年 6 月 13 日の参議院本会議におきまして田中内閣総理大臣が答弁され、また昭和 48 年 6 月 28 日の参議院内閣委員会におきまして当時の内閣法制局長官がそれぞれ答弁をしているところであります。

○大出峻郎内閣法制局第一部長 先ほども申し上げましたように、内治、外交のすべてを通じて国を代表し行政権を掌握している存在である、こういう定義によりますならば、現行憲法のもとにおきまして天皇は元首ではないというふうに申し上げたわけであります。

と同時に、先ほど元首に関連をして、天皇はごく一部ではございますけれども外交関係において国を代表する面を有するというを申し上げたわけですが、憲法 7 条におきましてはその第 9 号におきまして「外国の大使及び公使を接受すること。」と規定されておるわけであります。天皇はこの規定により、したがって内閣の助言と承認に基づいてでございますが、国事行為として、我が国に駐在するために派遣される外国の大使、公使の接受をされているのでございますが、これは、外交面において形式的儀礼的にはでございますけれども国を代表する面を有しているというふうに解されるわけであります。

ウ. 衆議院憲法調査会における議論¹¹

衆議院憲法調査会においては、天皇の地位に関し、まず、**天皇を元首と認識すべきか否か**については、元首と認識してもよいのではないかとする意見と、元首と認識することは難しいのではないかとする意見が述べられた。また、天皇と内閣の両方で元首の役割を分担して果たしているとみることもできるのではないかとする意見も述べられた。

(ア) 天皇を元首と認識してもよいとする意見

- a 君主とは国家元首の地位を世襲する者を指すという意味において、天皇は、現行憲法下にあっても、対外的に我が国を代表するとともに、日本国及び日本国民の統合の象徴を體現し、かつ、国家統治についても重要な権能を有している元首であるという見方が成立する。
- b 国際常識に照らせば、天皇を元首とすることは、厳密には無理がある。しかし、歴史的経緯にかんがみれば、今なお、天皇は、内閣の助言と承認に基づいて、国を代表して国事行為を行うことによって、名誉職的な元首

¹¹ 『衆議院憲法調査会報告書』（平成 17 年 4 月）293 頁

としての機能を果たしているのではないか。

(イ) 天皇を元首と認識することは難しいとする意見

- a 憲法上の権能に照らせば、元首的権限を行使するのは内閣総理大臣であり、天皇はその上にあって、憲法上の権能あるいはそれ以外に象徴としての地位にふさわしい行為を行う存在ではないか。
- b 憲法上、主権者が国民であることははっきりしており、天皇は、主権者でも統治権の総攬者でもない。そういう意味では、象徴天皇は元首ではない。

(ウ) 天皇と内閣の両方で元首の役割を分担して果たしているとする意見

この見解は、前文に「国政…の権威は国民に由来し、その権力は国民の代表がこれを行使」するとあるのを捉え、英国流に、元首の有する「権威」と「権力」とを「天皇」と「内閣」とに分けて考えることもできるのではないかというものであった。

Ⅱ 皇室制度の連続的側面 ―皇位継承制度―

1. 皇室制度の概要

(1) 天皇と皇族¹²

皇室は天皇と皇族により構成されている。制度上、天皇は皇族とは異なる別の身分・地位であるが、両者は一体となって多くの活動をされている。なお、天皇が皇族と異なる地位にあることは憲法の規定から明らかである。天皇は象徴であり、国事行為を行う地位にあることを憲法は定めているが、皇族について、憲法上、その地位や行為を直接定めた規定はない。

(2) 現在の皇室¹³

皇室は、天皇陛下と皇族方で構成されている。これらの方々は、内廷¹⁴にある方々と、それ以外の宮家¹⁵の皇族方とに分かれている。

現在、内廷にある方々は、天皇陛下、皇后陛下、皇太子殿下、皇太子妃殿下、敬宮殿下の 5 方であり、また、宮家の皇族方は、秋篠宮（5 方）、常陸宮（2 方）、三笠宮（4 方）、高円宮（3 方）の各宮家の 14 方である。

(3) 皇族の範囲¹⁶

皇室典範では、「皇后、太皇太后、皇太后、親王、親王妃、内親王、王、王妃及び女王を皇族とする。」（皇室典範 5 条）と定め、また、「嫡出の皇子及び嫡男系嫡出の皇孫は、男を親王、女を内親王とし、三世以下¹⁷の嫡男系嫡出の子孫は、男を王、女を女王とする。」（同 6 条）と定め、また、皇太子は皇嗣¹⁸たる皇子であり（同 8 条）、親王（1 世の親王）の身分を有する、と定められている。

一方、皇室典範 11 条から 14 条は皇族が身分を離れる場合を定めており、皇族自身の意思に基づく場合（同 11 条 1 項）、婚姻や離婚による場合、配偶者が薨去した場合、直系尊属や配偶者の皇籍離脱に随伴する場合、やむを得ない特別の事由がある場合について、皇族の身位に応じた皇籍離脱の条件を定めている。

¹² 園部逸夫『皇室制度を考える』（中央公論社、2007 年）194-195 頁

¹³ 宮内庁 HP「(皇室の) 構成」より（平成 29 年 6 月 5 日現在）

¹⁴ 天皇を中心に、天皇の配偶である皇后、先代の天皇の配偶である皇太后等並びに天皇の卑属である皇太子等を内廷皇族として一つのまとまりとし、それ以外の皇族（内廷外皇族）とは制度上区別されている（皇室制度に関する有識者ヒアリングを踏まえた論点整理（平成 24 年 10 月 5 日）47 頁）。

¹⁵ 独立して一家をなす皇族に対する一般的な呼称である（皇室制度に関する有識者ヒアリングを踏まえた論点整理（平成 24 年 10 月 5 日）47 頁）。

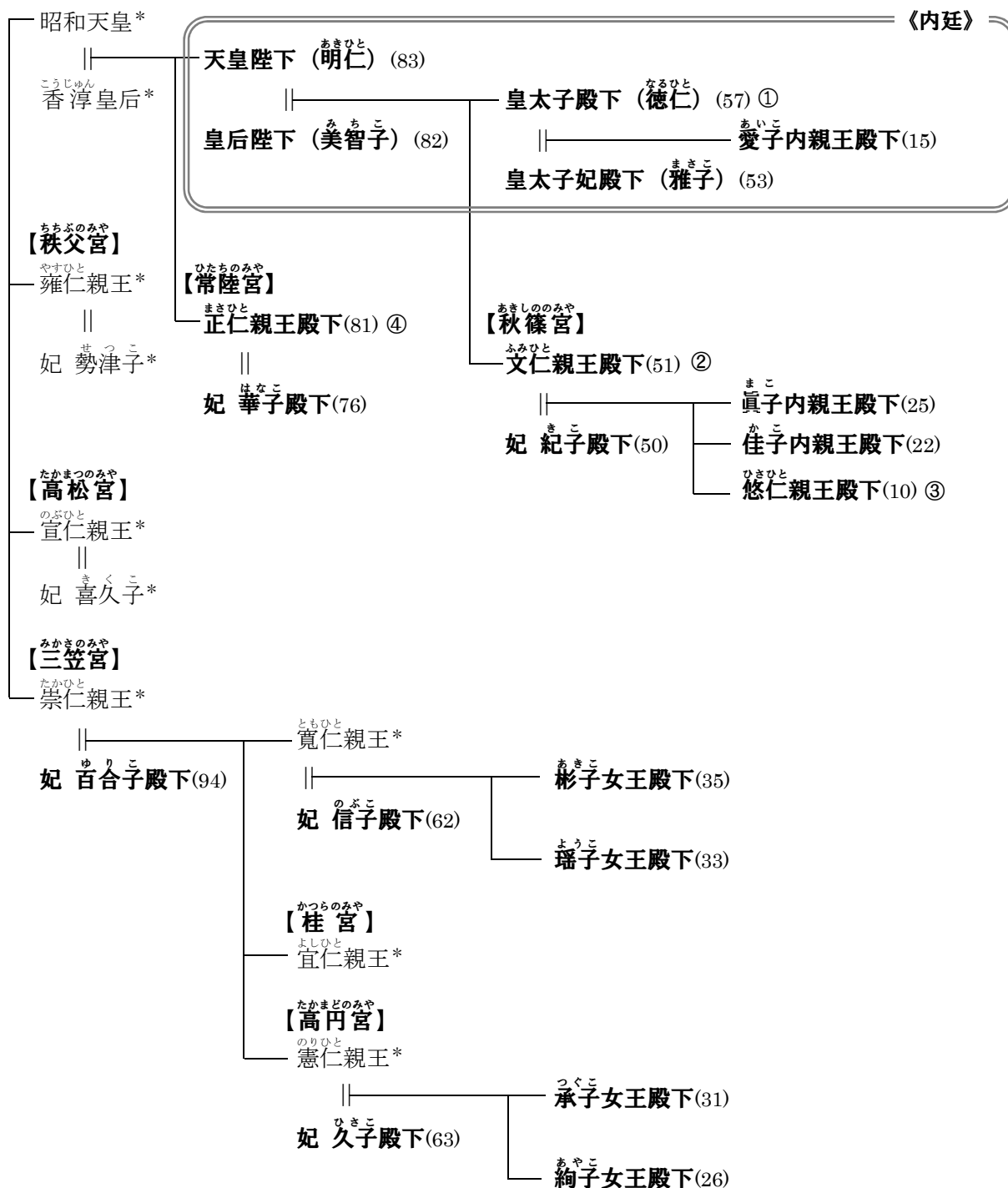
¹⁶ 園部逸夫『皇室制度を考える』（中央公論社、2007 年）199 頁、園部逸夫『皇室法概論―皇室制度の法理と運用―〔復刻版〕』（第一法規、2016 年）554-555 頁）をもとに作成

¹⁷ この場合の「世」は、歴代いずれかの天皇と当該皇族との血縁上の関係を示すものとなっている。現行制度では、歴代天皇の子にあたる方を一世、孫を二世、曾孫を三世と数える（園部逸夫『皇室制度を考える』（中央公論社、2007 年）199 頁）。

¹⁸ その時々現に皇位にある天皇の子であって、皇位継承順序が第 1 位の皇族をいう（園部逸夫『皇室法概論―皇室制度の法理と運用―〔復刻版〕』（第一法規、2016 年）524 頁）。

皇室の構成（平成 29 年 6 月 5 日現在）

*印は崩御・薨去された方 ①～④は皇位継承順位



2. 皇室典範

(1) 総論

ア. 明治憲法下における旧皇室典範

明治憲法下における旧皇室典範は、「皇室の家法」とされ、その制定・改正権者は天皇であって、その改正は「皇族会議及枢密院顧問ニ諮詢シテコレヲ勅定スヘシ」(旧皇室典範 62 条)とされ、「皇室典範ノ改正ハ帝国議會ノ議ヲ經ルヲ要セス」(明治憲法 74 条 1 項)とされていたように、皇室自立主義の下で、議会(臣民)の関与することのできない法規範であった¹⁹ ²⁰。内容は、皇位継承(旧皇室典範 1 章)、踐祚即位、元号(同 2 章)、成年、立后立太子(同 3 章)、敬称(同 4 章)、摂政(同 5 章)、太傅(同 6 章)、皇族、婚嫁(同 7 章)、世伝御料(同 8 章)、皇室経費(同 9 章)、皇族会議(同 10 章)等となっており、広範に皇室にかかわる事項を定めていた。

イ. 現行の皇室典範

現行の皇室典範は、旧典範を前提にした上で、そこから皇室一家の純然たる私事にわたるものや、別個の法律で制定されるべき事項を「引き算」した形で制定されている²¹。

その内容は、憲法により皇室典範に委ねられている皇位継承(憲法 2 条)及び摂政設置(憲法 5 条)に関する事項を中心に、皇位継承(皇室典範 1 章)、皇族(同 2 章)、摂政(同 3 章)、成年、敬称、即位の礼、大喪の礼、皇統譜及び陵墓(同 4 章)、皇室会議(同 5 章)が規定されている。

【参考】元号について²²

1. 戦前までの動き

元号(年号)とは年を呼ぶ称号であり、日本では 645 年に大化と号したのが最初とされ、それ以降、ほぼ途切れることなく続いてきた。かつては天皇一代の間に数回改元されるのが通常であった。

明治元年 9 月 8 日の行政官布告は一世一元を布告し、その改元の詔書で「……慶応 4 年ヲ改メテ明治元年ト為ス。今ヨリ以後旧制ヲ革易シ一世一元以テ永式トナス」と述べ

¹⁹ 芦部信喜監修(野中俊彦、戸松秀典、江橋崇、高橋和之、高見勝利、浦部法穂編集)『注釈憲法 第 1 巻』(有斐閣、2000 年) 159 頁〔横田耕一執筆部分〕をもとに作成。

²⁰ 伊藤博文著〔宮澤俊義校註〕『憲法義解』(岩波書店、1940 年) 127 頁によれば「皇室典範は皇室自ら其の家法を條定する者なり。故に公式に依りこれを臣民に公布する者に非ず(※)。而して將來已むを得ざるの必要に由り其の條章を更定することあるも、亦帝国議會の協賛を経るを要せざるなり。蓋皇室の家法は祖宗に承け、子孫に傳ふ。既に君主の任意に制作する所に非ず。又臣民の敢て干渉する所に非ざるなり。」としている。

※帝国憲法は官報で公布されたが、皇室典範は公布されなかった。しかし後に公式令(明治 40 年勅令 6 号)で皇室典範も公布せられることと定められ、明治 40 年及び大正 7 年の皇室典範増補はいずれも官報で公布された。

²¹ 芦部信喜監修(野中俊彦、戸松秀典、江橋崇、高橋和之、高見勝利、浦部法穂編集)『注釈憲法 第 1 巻』(有斐閣、2000 年) 163 頁〔横田耕一執筆部分〕をもとに作成。

²² 野中俊彦・中村睦男・高橋和之・高見勝利『憲法 I (第 5 版)』(有斐閣、2012 年) 105・106 頁〔高橋和之執筆部分〕をもとに作成。

ている。次いで、明治 23 年 2 月 11 日に定められた（旧）皇室典範 12 条において、「践祚ノ後元号ヲ建テ一世ノ間ニ再ヒ改メサルコト明治元年ノ定制ニ従フ」と定め、さらに明治 42 年 2 月 11 日の登極令²³（皇室令 1 号）で改元の時期と方法が次のように規定された。

第 2 条 天皇践祚ノ後ハ直ニ元號ヲ改ム

② 元號ハ樞密顧問ニ諮詢シタル後之ヲ勅定ス

第 3 条 元號ハ詔書ヲ以テ之ヲ公布ス

2. 戦後の動き

戦後、（旧）皇室典範は廃止され、改元の手続きを定めた登極令の規定も失効した。新たに制定された皇室典範は、元号に関する規定を置いていないため²⁴、元号の法的根拠は失われ、「昭和」は「事実たる慣習」として存続するにすぎなくなった。そこで、これに法的根拠を与えるべく制定されたのが、元号法（昭和 54 年法律第 43 号）である。同法では、元号が政令で定めること、皇位継承の場合に限って改元されること、が規定された。現在の元号「平成」は、1989 年 1 月 7 日、昭和天皇の逝去による皇位継承に伴い、本法律により閣議決定されたものである。

○元号法

- 1 元号は、政令で定める。
- 2 元号は、皇位の継承があつた場合に限り改める。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 昭和の元号は、本則第 1 項の規定に基づき定められたものとする。

（2）皇位継承

日本国憲法

〔皇位の世襲〕

第 2 条 皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。

皇室典範

〔男系主義〕

第 1 条 皇位は、皇統に属する男系の男子が、これを継承する。

ア. 皇位継承の要件²⁵

天皇の地位の継承については、憲法 2 条が、「皇位は、世襲のものである」

²³ 登極とは天皇が即位することをいう。（皇室事典編集委員会編『皇室事典』（角川学芸出版、2009 年）143 頁）

²⁴ 当時、政府は一世一元の元号法を立案、閣議決定をみたが、GHQ の意向として、天皇を権威づけるもので新憲法にそぐわないとして、果たせなかった。（野中俊彦・中村睦男・高橋和之・高見勝利『憲法 I（第 5 版）』（有斐閣、2012 年）106 頁〔高橋和之執筆部分〕）

²⁵ 皇室典範に関する有識者会議「報告書」（平成 17 年 11 月 24 日）4 頁をもとに作成。

と規定する。また、皇室典範では、皇位継承資格者の要件として、皇統に属する嫡出の男系男子の皇族であることを定めている（1 条）。この制度の趣旨は以下のとおりである。

（ア）皇統に属すること

歴代天皇の血統に属することを求めるものであり、世襲制をとる以上当然の要請である。

（イ）嫡出であること

明治典範では非嫡出子も皇位継承資格を有することとされていたが、戦後、現行典範制定時に、社会倫理等の観点から、嫡出に限定されたものである。

（ウ）男系男子であること

歴史上、皇位は一貫して男系で継承されてきたことなどから、明治典範、次いで現行典範において、この要件が規定された。（なお、女性天皇、女系天皇をめぐる議論について、後掲 3 参照）

（エ）皇族の身分を有すること

皇族制度は世襲による皇位継承を維持するための仕組みであり、その趣旨から当然の要請である。

イ. 「国会の議決した皇室典範」の意義²⁶

憲法 2 条には「国会の議決した皇室典範」と規定されていることから、皇室典範は法律²⁷の一種と解されているが、皇室典範（昭和 22 年法律第 3 号）以外の法律は認められないとする見解もある。

…憲法は皇位の継承については「皇室典範の定め」に従うべし（第 2 条）、と規定している。その典範には「天皇が崩じたとき」の皇位継承“だけ”しか認めていない（第 4 条）。これをそのままにして特別立法で対処するのは、普通に考えたらどう見ても憲法違反。

高森明勅『天皇「生前退位」の真実』（幻冬舎、2016 年）55 頁

…強制的な退位や恣意的な退位を防ぐため、退位の基準や理由を明確に定める必要があ

²⁶ 芦部信喜監修（野中俊彦、戸松秀典、江橋崇、高橋和之、高見勝利、浦部法徳編集）『注釈憲法 第 1 巻』（有斐閣、2000 年）160-161 頁、163 頁〔横田耕一執筆部分〕をもとに作成。

²⁷ なお、「「国会の議決した皇室典範」という指示は、国会が典範の所管について決定することと、典範の在り方が憲法典の規制に服し、それより下位に立つ成文法形式であることも示している。…典範を、法律とは別の法形式とすることもできる。けれども、…「法律」のひとつとして制定することも排除されるわけではな（い）。」（小嶋和司『憲法概説』（良書普及会、1987 年）295 頁）との意見もある。

る。一代限りの特例法では退位を認める基準や理由があいまいになる。あしき前例をつくれば将来、政権が気に入らない天皇を特例法で無理やり退位させるような事態も招きかねない。

憲法は「皇位は皇室典範の定めるところにより継承する」と定める。憲法の中で名指しされている法律は皇室典範だけだ。皇室典範の権威を残す意図だろうが、一般法で明確な基準を定めるよう要求しているとの解釈もできる。退位の基準があいまいな特例法では違憲の疑いをぬぐえない。

特例法の違憲説は学会の通説ではないし、違憲の疑義は安保法制ほど大きくはない。だが、退位に少しでも違憲の疑いがあれば、その疑いは次の天皇の即位にも及ぶ。他の法律なら政府の慎重な運用や裁判など是正の道もあるが、皇位継承には万が一にも違憲の疑義がかかってはならない。

朝日新聞（2016年12月21日付）「特例法、違憲の疑い残る 天皇退位への提言¹」

首都大学東京教授 木村草太氏

他方、政府は、「憲法第2条に規定する皇室典範は、特定の制定法である皇室典範のみならず、皇室典範の特例、特則を定める別法もこれに含み得る、当たり得ると考えられる」としている。

第192回国会 衆議院予算委員会 平成28年9月30日

○横畠裕介内閣法制局長官 …憲法第2条は、皇位は世襲のものとするほかは、皇位の継承に係る事項については、国会の議決した皇室典範、すなわち法律で適切に定めるべきであるということを規定しているものと理解しているところでございます。

また、一般に、ある法律の特例、特則を別の法律で規定するということは、法制上可能でございます。

そのことを踏まえますと、憲法第2条に規定する皇室典範といいますのは、特定の制定法であります皇室典範、昭和22年法律第3号ということになりますが、その特定の法律のみならず、皇室典範の特例、特則を定める別法もこれに含み得る、当たり得るというふうに考えられるところでございます。…

第193回国会 天皇陛下の退位についての法整備及び皇室典範の法律上の位置づけに関する質問に対する答弁書（平成29年3月21日）

お尋ねの「憲法は、…第4条第2項と第5条のように、法律と皇室典範を明白に書き分けている」、「憲法で下位の法令を固有名詞で引用している」及び「皇室典範は、特例法を含め、他の法律では代替できない」の意味するところが必ずしも明らかではないが、あくまでも一般論として純粹の法律論をお答えすれば、憲法第2条は、「皇位は、世襲のもの」とするほかは、お尋ねの「退位」を含め皇位の継承に係る事項については、「国会の議決した皇室典範」すなわち法律で、憲法第4条第2項は、国事行為の委任に係る事項については、法律で、憲法第5条は、摂政の設置等に係る事項については、「皇室典範」すなわち法律で、それぞれ適切に定めるべきであるということを規定しているものと解される。その上で、一般に、ある法律の特例や特則を別の法律で規定することは法制上可能であることを踏まえると、憲法第2条に規定する「皇室典範」には、現行の皇室典範（昭和22年法律第3号）のみならず、その特例や特則を定める別法も含み得ると考えられる。

そして、「天皇の退位等に関する皇室典範特例法案」の立案に先立って国会で取りまとめられた『『天皇の退位等についての立法府の対応』に関する衆参正副議長による議論のとりまとめ』（後掲資料3参照）においては、「各政党・各会派においては、…今回の天皇の退位及びこれに伴う皇位の継承に係る法整備に当たっては、憲法上の疑義が生ずることがないようにすべきであるとの観点から、皇室典範の改正が必要であるという点で一致した」とし、「皇室典範の附則に特例法と皇室典範の関係を示す規定を置いた上で、これに基づく退位の具体的措置等については、皇室典範の特例法であることを示す題名の法律で規定するのがよい」とした。実際、「天皇の退位等に関する皇室典範特例法案」において皇室典範の一部を改正してその附則に「この法律の特例として天皇の退位について定める天皇の退位等に関する皇室典範特例法は、この法律と一体を成すものである。」との1項を置くこととしたところである（同法案附則3条）。

「天皇の退位等についての立法府の対応」に関する衆参正副議長による議論のとりまとめ（抜粋）

3. 皇室典範の改正の必要性和その概要

- (1) さらに、各政党・各会派においては、以上の共通認識を前提に、今回の天皇の退位及びこれに伴う皇位の継承に係る法整備に当たっては、憲法上の疑義が生ずることがないようにすべきであるとの観点から、皇室典範の改正が必要であるという点で一致したところである。
- (2) その具体的な書き方については、「天皇の退位については皇室典範の本則に規定すべきである」との強い主張もあったが、我々四者としては、そのような主張の趣旨をも十分に踏まえながら、①国民の意思を代表する国会が退位等の問題について明確に責任を持って、その都度、判断すべきこと、②これにより、象徴天皇制が国民の総意に基づくものとして一層国民の理解と共感を得ることにつながる等といった観点から、皇室典範の附則に特例法と皇室典範の関係を示す規定を置いた上で、これに基づく退位の具体的措置等については、皇室典範の特例法であることを示す題名の法律（以下単に「特例法」という。）で規定するのがよいと考えた次第である。
具体的には、皇室典範の附則に、次のような趣旨の規定を置き、この下で特例法を定めるものとするのが考えられるのではないかと。

この法律の特例として天皇の退位について定める天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成29年法律第 号）は、この法律と一体をなすものである。

この規定により、①憲法第2条違反との疑義が払拭されること、②退位は例外的措置であること、③将来の天皇の退位の際の先例となり得ることが、明らかになるものと考えられる。

(3) 皇位継承順序²⁸

皇室典範

〔順位〕

第2条 皇位は、左の順序により、皇族に、これを伝える。

- 一 皇長子
- 二 皇長孫
- 三 その他の皇長子の子孫
- 四 皇次子及びその子孫
- 五 その他の皇子孫
- 六 皇兄弟及びその子孫
- 七 皇伯叔父及びその子孫

② 前項各号の皇族がないときは、皇位は、それ以上で、最近親の系統の皇族に、これを伝える。

③ 前2項の場合においては、長系を先にし、同等内では、長を先にする。

皇室典範2条は、皇位を皇族に伝える場合の順序を規定している。

同条では、皇位継承順序として、その時々²⁹の天皇を基準として、直系を傍系に、また、長系を幼系にそれぞれ優先し、同等内では長を先にすることを定めている。この考え方は、非嫡系が存在しないことを除けば、旧皇室典範の皇位継承制度の考え方と変わったところはない。

3. 女性天皇、女系²⁹天皇を巡る議論

(1) 旧皇室典範及び現行皇室典範の制定時における女性・女系天皇の是非に関する議論

ア. 旧皇室典範(1889(明治22)年)制定時の議論³⁰

旧皇室典範の制定前、政府内において女性天皇の配偶者の血統に皇胤^{こういん}³¹であることを条件としつつも「女帝」や「女系帝」を認める案が検討された。しかし、井上毅は、①過去の女性天皇は「一時ノ臨朝」にすぎない、②女性は政治に関与しないという原則と矛盾する、③女系帝は、皇統が他に移ることになる、④我が国の皇室の独自の在り方・皇室の伝統を尊重すべき、と主張して女性天

²⁸ 園部逸夫『皇室法概論—皇室制度の法理と運用—〔復刻版〕』(第一法規、2016年)405頁をもとに作成。

²⁹ 女系とは、「厳密には、女子だけを通じた血族関係をいうが、広く、中間に一人でも女子の入った、男系でない血族関係を指して用いられることもある。女系の血族を女系親という」(法令用語研究会『法律用語辞典(第4版)』(有斐閣、2012年)619頁)。

³⁰ 園部逸夫『皇室法概論—皇室制度の法理と運用—〔復刻版〕』(第一法規、2016年)325-330頁をもとに作成。

³¹ 天皇の血統。また、その血統の人。皇裔(新村出編『広辞苑(第6版)』(岩波書店、2008年))。

皇制度の導入に反対した。この主張が採用され、旧皇室典範において女性天皇・女系天皇の規定は考慮されなかった。

【明治典範制定時の議論】

- ・ 男性尊重の国民感情、社会慣習がある中で女性天皇に配偶者がある場合、女性天皇の尊厳を傷つける。
- ・ 我が国の相続形態は男子を優先し、長子が女子で次子以降に男子がある場合は男子が相続することになっている。
- ・ 歴史上の女性天皇は臨時・中継ぎのいわば摂位であり、皇統は男統に存するというのが国民の考え方である。また、その在位中、配偶者がなかったが、今日、独身を強いる制度は、道理や国民感情に合わない。
- ・ 女性天皇の皇子は女性天皇の夫の姓を継ぐものであるから皇統が他に移り、伝統に反する。
- ・ 配偶者が女性天皇を通し政治に干渉するおそれがある。
- ・ 女性が参政権を有しないにもかかわらず、政権の最高の地位に女性が就くことは矛盾である。

皇室典範に関する有識者会議「報告書」（平成 17 年 11 月 24 日）

イ. 現行皇室典範（1947（昭和 22）年）制定時の議論³²

①男系による継承という歴史に重要な意義を認めていたこと、②当時の国民意識も必ずしも女系による皇位継承に積極的でなかったこと、③配偶者の在り方に難点があると考えられたこと、④世襲制維持の観点から女系による継承を認める必要はなかったこと、などにより、女性天皇制度は採用されなかった。

【現行典範制定時の議論】

- ・ 過去の事例を見る限り男系により皇位継承が行われてきており、それが国民の意識に沿うと考えられる。
- ・ 歴史上の女性天皇は臨時・中継ぎの存在であったと考えられる。

皇室典範に関する有識者会議「報告書」（平成 17 年 11 月 24 日）

ウ. 現行憲法下における女性天皇の位置付け³³

明治憲法 2 条は、「皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇男子孫之ヲ継承ス」と定め、皇位継承資格者を「皇男子孫」に限ることで、女性の天皇を憲法上排除していたが、日本国憲法においてはそのような限定はない³⁴。したがって、

³² 園部逸夫『皇室法概論—皇室制度の法理と運用—〔復刻版〕』（第一法規、2016 年）330-331 頁をもとに作成。

³³ 芦部信喜監修（野中俊彦、戸松秀典、江橋崇、高橋和之、高見勝利、浦部法穂編集）『注釈憲法 第 1 巻』（有斐閣、2000 年）159 頁〔横田耕一執筆部分〕

³⁴ 現行皇室典範が男系男子要件を採用していることについて、芦部信喜は、「世襲制は、本来、民主主義の理念および平等原則に反するものであるが、日本国憲法は天皇制を存置するためには必要であると考えて、世襲制を規定したものであろう。そういう世襲制を憲法が認めている以上、女子の天皇即位を否定して男系男子主義を採用することも、憲法 14 条の男女平等の原則の例外として許されることになる」と指摘す

皇室典範が女性に継承権を認めることは、それが憲法上の要請であるかどうかはともかく、少なくとも違憲ではないとされている。

【参考】第118回国会 参議院内閣委員会 平成2年5月24日

○工藤敦夫内閣法制局長官 ただいまの委員お尋ねのいわゆる男系の男子が皇位を継承するという点でございます。この点に関しましては、昭和22年、現行の皇室典範制定時にもかなり議論が行われたと承知しておりますが、現在の憲法の2条、これは「皇位は、世襲のものであって、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。」と、かように規定しております。この規定は、午前中も宮内庁の方からお答えございましたように、皇統に属する男系の男子が皇位を継承する、こういう伝統を背景として制定されたものでございます。したがって、憲法の2条は皇位継承者を男系の男子に限る、こういう制度を許容しているものと、かように考えております。

その意味におきまして、また同時に御指摘ありました憲法14条の問題、これのいわば特則をなす規定であると、かように解されます。したがって、皇族女子の皇位継承を認めないという現在の皇室典範第1条の規定、これは法のもとの平等を規定しました憲法14条に違反するものとは考えておりません。

【参考】女性天皇に関する学説

継承の資格を有するのは男系の男子に限り、女系及び女帝を認めない。皇室典範の審議に際して、(1) わが歴史上10代、8人の女帝の先例があったこと、(2) 多数の資格者を維持する必要があること、(3) 憲法14条の男女平等の原理を皇位継承についても適用すべきであることなどを理由として女帝を認むべしとする主張もあった。しかし、これに対して(1) これらの先例には弊害があったこと、(2) 男子たる資格者の絶える事態はさしあたり予想されないこと、(3) 14条は国民一般に適用される原則であって、世襲制度そのものが憲法によって定められ、憲法がすでに平等の原則の例外を認めている皇位継承について、平等の原則を適用すべき必要はないこと、などの理由によって女帝を認めないこととした。ただし、憲法上は女帝が許されないものとされているのではないから、皇室典範を改正して女帝を認めることは可能である。

佐藤功『憲法（上）（新版）』（有斐閣、1995年）48頁

天皇の血統に属しても女子およびその子孫（男子も含む）には（皇位継承の）資格はない。性差別を禁止した憲法の下では、女性にも資格を認めるべきだという主張も強い。……平等に扱うのが好ましいにしても、そもそも憲法が平等原則の例外として世襲を認めている以上、ここでの性差別を違憲とまではいえないであろう。

野中俊彦・中村睦男・高橋和之・高見勝利『憲法I（第5版）』（有斐閣、2012年）113頁〔高橋和之執筆部分〕

…皇位継承諸規定に関しては、女帝否認、生前退位否定につき批判が提起されよう。前者は、憲法第14条の平等原則と矛盾しているが、その矛盾を正当化する理由があるであろうか。女帝否認理由としては、①男子主義は、男系主義とともに古来の伝統である、②女帝の先例は例外であり結果も悪かった、③男系主義を前提として女帝を認めると一代限りとなる、④女帝の配偶者の選考や取り扱いをめぐる複雑な問題が生じる、⑤現状においては女性

る（芦部信喜著・高橋和之補訂『憲法（第6版）』（岩波書店、2015年）46頁）。

の公事担当能力は男子より劣る、⑥君民の別が混淆してくる、⑦皇族の数は最小限が予算面・民主主義の精神から望ましい、などがあげられている。しかし、⑥は封建的思想であり、⑤は偏見、④もなぜ女子についてだけ選考や取り扱いが問題になるか不明であり、③は男系主義自体が問題なのであり、①②は女性差別の長い歴史を表わしているにすぎない。残る理由は⑦であるが、それが女性差別に優越する合理的理由であるかは疑わしい。筆者は端的に、これを違憲とみている。

針生誠吉・横田耕一『現代憲法体系1 国民主権と天皇制』（法律文化社、1983年）242-243頁

「皇統に属する男系の男子」たる「皇族」に限られる（典範1条、2条）。したがって、女系に属する者および女子には、継承資格がない。女性の天皇を認めることについても、皇室典範審議の際に積極論があったが、否定された。皇室典範を改正して女性の天皇を認めることは、もとより可能である。関連して、「皇統に属する男系の男子」にしか皇位継承資格を認めない現行法律を、憲法14条ないし女子差別撤廃条約との関係で、違憲ないし条約違反とする議論がある。その答えは、天皇および皇族を憲法第3章に定める「国民の権利」の主体と考えるかどうかによって、変わるであろう。人一般としての個人となることによってはじめて人権主体が成立する、という考え方からすれば、この種の問題を「天皇の人権」として論ずることは適切でない。憲法との関連を問題にするのならば、天皇となることあるべき皇族の「権利」の問題としてでなく、憲法上の公序との適合性を問う、というアプローチが採られるべきである。

樋口陽一『憲法I』（青林書院、1998年）132頁

（2）最近の議論

2005年1月、小泉首相は、男系男子に限られている皇位継承の在り方を見直すため、首相の私的諮問機関「皇室典範に関する有識者会議」を設置した。同会議は、同年11月、「皇族女子が婚姻により皇族の身分を離れる現行制度の下では、遠からず皇族の数が著しく少なくなってしまうおそれがある」と指摘し、**女性・女系天皇を容認する「報告書」**³⁵をとりまとめた。これを受け、政府は皇室典範改正案の法案化に着手したが、その後、秋篠宮妃紀子殿下の御懐妊が明らかになり、2006年2月、政府は皇室典範改正案の国会提出を見送ることとした³⁶。

【参考】皇室の規模に関する議論

皇室典範に関する有識者会議「報告書」（平成17年11月24日）は、皇族の範囲について「皇位継承資格者の安定的な存在を確保することを大前提にしつつ、皇族は特別な地位にあること、財政的な措置が伴うこと、皇族の規模が過大となった場合には皇室としての一体性が損なわれるおそれがあること等の見地から、皇族の規模を適正に保つことが求められる。女子や女系の皇族に皇位継承資格を拡大した場合においても、このような要請を満たす

³⁵ 報告書では、「女性天皇や女系の天皇はその正統性に疑問が生じるという見解もあるが、現在の象徴天皇の制度においては、皇統による皇位継承が維持され、幅広い国民の積極的な支持が得られる制度である限り、正統性が揺らぐことはない。」としている。

³⁶ 日本経済新聞（2006年2月10日付）。また、同年9月の悠仁親王殿下の御誕生を受け、政府は、皇室典範の早期改正を否定するに至った（東京新聞（2006年9月7日付））。

制度とする必要がある。」とし、皇族の減少に対し、以下の提言を行っている。

「現行制度では、皇族女子は天皇及び皇族以外の者と婚姻したときは、皇族の身分を離れることとされているが、女子が皇位継承資格を有することとした場合には、婚姻後も、皇位継承資格者として、皇族の身分にとどまり、その配偶者や子孫も皇族となることとする必要がある。

…現行制度の考え方を踏襲して、天皇・皇族の子孫は世数を問わず皇族の身分を有するいわゆる永世皇族制を前提にした上で、その時々状況に応じて、弾力的に皇籍離脱制度を運用することにより、皇族の規模を適正に保つこととすることが適当である。…」

2011年12月、野田佳彦首相が女性宮家創設の検討を表明³⁷、2012年2月より内閣官房が皇室制度に関する有識者ヒアリングを開始し、同年10月、「女性皇族が婚姻後も皇族の身分を保持することを可能とする案³⁸」及び「女性皇族に皇籍離脱後も皇室の御活動を支援していただくことを可能とする案」の2案を併記した「論点整理」³⁹を発表した。総選挙による政権交代が行われた同年12月、安倍晋三議員が首相に就任、翌2013年1月、女性宮家創設を白紙に戻す意向を表明した⁴⁰。

（３）衆議院憲法調査会における議論⁴¹

衆議院憲法調査会において皇位継承に関し議論が行われ、その主な議論は、女性による皇位継承を認めるべきか否かに関するものであった。

ア．女性の皇位継承権を認めるべきか否か

（ア）女性による皇位継承を認めるべきであるとする意見

女性の皇位継承権を認めるべきであるとする意見が多く述べられたが、この意見は、その論拠として次のようなものを挙げている。

- a 日本国憲法は、大日本帝国憲法と異なり、皇位継承資格を皇族男子に限定していない。
- b 皇位継承権を皇族男子のみに限定したままでは、皇統が途絶える危険がある。
- c 世論調査では、女性の天皇を容認する意見が多数となっている。
- d 女性の天皇を認めることは、男女平等や男女共同参画社会の形成という現在の潮流にも適うものである。

³⁷ 毎日新聞（2011年12月2日付）

³⁸ 当該案は、配偶者や子に皇族の身分を与えるか否かという点から、「配偶者及び子に皇族としての身分を付与する案」及び「配偶者及び子に皇族としての身分を付与しない案」の2案に分かれる。

³⁹ 論点整理では、「象徴天皇制度の下で、皇族数の減少にも一定の歯止めをかけ、皇室の御活動の維持を確かなものとするためには、女性皇族が一般男性と婚姻後も皇族の身分を保持しうることとする制度改正について検討を進めるべきである」とまとめられている。

⁴⁰ 産経新聞（2013年1月31日付）

⁴¹ 『衆議院憲法調査会報告書』（平成17年4月）296-297頁

- e 過去に女性の天皇が存在していたことがある。
- f 現行の皇室典範では、男子の皇族にしか皇位継承権を認めていないが、摂政については現在でも皇族女子の就任を認めている。
- g 王室を有する欧州各国では、女性による王位継承を認めている。

(イ) 女性による皇位継承を認めることは慎重に検討されるべきであるとする意見

この意見は、女性による皇位継承を決して否定するものではないとしながらも、これまで皇位継承は男系男子によつてのみ行われてきたという伝統を重視すべきであるとして、皇族女子による皇位継承を認めることについては、慎重に検討されるべきであるとするものであった。

イ. 皇位継承権を認める皇族女子の範囲

女性による皇位継承を認める場合、皇位継承権を与える皇族女子の範囲については、皇族男子に適当な皇位継承者がいない場合に限り、例外的に男系の女子に対して皇位継承権を認めるべきであるとする意見と、皇位継承権者の範囲を男系女子にまで拡大したところでそれは一時の摂位に過ぎず、天皇制の継続を考えれば、女系女子にまで皇位継承権を認める必要があるとする意見とに分かれた。また、この問題と関連して、女性による宮家の設立に伴う皇室財政への影響、女性が天皇に即位した場合の配偶者の取扱い等が検討課題として挙げられた。

(4) 歴代の女性天皇⁴²

歴代の女性天皇は、奈良時代以前及び江戸時代に、10代8方の女性天皇（男系女子）が存在する。

歴代の女性天皇が即位した経緯については、政権内における有力者の意向があったこと、皇位継承候補と目される男性皇族が複数存在したり、あるいは幼少であったりしたことなどから容易に皇位継承者を決定することができない状況にあったことなど、現在まで、様々な指摘がなされている。

いずれにしても、歴代の女性天皇の即位の経緯については、それぞれ当時の政治情勢等が密接に絡んでいると思われるなど、その実際の事情は複雑であると見られており、歴代の女性天皇の性格や位置付けについては、一括りにすることは必ずしもできない。

⁴² 皇室典範に関する有識者会議「報告書」（平成17年11月24日）30頁をもとに作成。

【参考】歴代の女性天皇

時代	歴代の女性天皇	在位した年	男系の系統	婚姻の有・無	即位前の身位(身分)
奈良時代以前	①第33代 推古天皇 すいこ	592 ～ 628	第29代 欽明天皇 きんめい	寡婦	皇后
	②第35代 皇極天皇 こうぎよく	642 ～ 645	第30代 敏達天皇 びだつ	寡婦	皇后
	③第37代 齐明天皇※ さいめい	655 ～ 661	第30代 敏達天皇	寡婦	皇祖母尊 すめみおやのみこと
	④第41代 持統天皇 じとう	690 ～ 697	第38代 天智天皇 てんじ	寡婦	皇后
	⑤第43代 元明天皇 げんめい	707 ～ 715	第38代 天智天皇	寡婦	皇太妃
	⑥第44代 元正天皇 げんしょう	715 ～ 724	第40代 天武天皇 てんむ	未婚	内親王
	⑦第46代 孝謙天皇 こうけん	749 ～ 758	第45代 聖武天皇 しょうむ	未婚	皇太子
	⑧第48代 称徳天皇※ しょうとく	764 ～ 770	第45代 聖武天皇	未婚	太上天皇
江戸時代	⑨第109代 明正天皇 めいしょう	1629 ～ 1643	第108代 後水尾天皇 ごみずのお	未婚	内親王
	⑩第117代 後桜町天皇 ごさくらまち	1762 ～ 1770	第115代 桜町天皇	未婚	内親王

※ 齐明天皇は皇極天皇の重祚^{ちようそ}⁴³、称徳天皇は孝謙上皇の重祚である。

4. 皇位継承の原因

皇室典範

〔即位〕

第4条 天皇が崩じたときは、皇嗣が、直ちに即位する。

(1) 総論⁴⁴

現行皇室典範は、皇位継承の生ずる場合（皇位継承原因）を天皇の崩じたとき（死亡）に限定した。新天皇が位につくことを即位と呼んでいるが、即位は崩御により法律上当然に生じ、何らの行為も必要としない。

(2) 旧皇室典範及び現行皇室典範の制定時における天皇の退位に関する議論

ア. 旧皇室典範（1889（明治22）年）制定時の議論⁴⁵

旧皇室典範制定の中段階では井上毅らにより退位の制度化も検討された。しかし、伊藤博文総理（当時）による「一たび踐祚^{せんそ}し玉ひたる以上は随意に其位を遜^{のが}れ玉ふの理なし」との批判や中世において天皇周辺の諸勢力（藤原氏、足利氏など）が自らの権威調達のために譲位を強制し政治が混乱した例を退位の弊害とする指摘などにより、退位制度を設ける案は退けられ、皇位

⁴³ 再び皇位に即くこと。（皇室典範に関する有識者会議「報告書」（平成17年11月24日）30頁）

⁴⁴ 野中俊彦・中村睦男・高橋和之・高見勝利『憲法Ⅰ（第5版）』（有斐閣、2012年）112頁〔高橋和之執筆部分〕、をもとに作成。

⁴⁵ 奥平康弘『「萬世一系」の研究』（岩波書店、2005年）331-333、336-337、345-347頁をもとに作成。

継承は崩御に限ることとされた（旧皇室典範 10 条）。

イ．現行皇室典範（1947（昭和 22）年）制定時の議論⁴⁶

天皇の戦争責任問題といった当時の具体的な状況が背景にあるなか、退位制度を認めることで歴史上生じた種々の混乱や上皇制度による弊害のおそれなどを念頭に「御退位のないことが皇位継承を安全ならしめ皇統を護持する所以であること」や「現実事態に対して諸種の憶測と雰囲気とを生ぜしめ」、「困難な事態を招来する虞があること」、などから、皇位継承原因は崩御に限ることとされた（皇室典範 4 条）。

なお、金森徳次郎憲法制定担当大臣は、帝国議会において、皇室典範の想定する範囲外のことが現れたときには、「國のすべての智力を盡くして適當な法律がまた生まれ出る餘地もあろうと思います」と答弁している⁴⁷。

（３）政府見解

天皇に退位を認めないことについて従来、政府は、①歴史上見られた上皇か法皇のような弊害を生ずるおそれがある、②天皇の自由意思に基づかない退位の強制があり得る、③天皇が恣意的に退位するおそれがあることを挙げ、世襲制である天皇の地位の安定と象徴という地位の在り方をその論拠と説明してきた。

【参考】現行制度が生前退位の制度を認めていない理由に関する政府答弁

第153回国会 参議院共生社会に関する調査会 平成13年11月21日

○羽毛田信吾宮内庁次長 現行の皇室典範が御指摘のように天皇の意思により退位の制度を認めていないということはそのとおりでございます。

そういうふうになっておりますところのゆえんのものは、一つには、退位を認めるということが、歴史上いろいろ見られましたようないわゆる上皇でありますとか法皇的な存在というもののある種弊害を生ずるというおそれがありはしないかということ、それから、必ずしも天皇の自由意思に基づかない退位ということの強制があり得るということです。

いろいろ政治的な思惑の中でそういうようなことが起こるというようなことがありはしないかということ、あるいは天皇が恣意的に退位をされるというようなことになりはしないかというようなことを懸念をいたしまして、そういったことを挙げて、天皇の地位を安定させるということが望ましいという観点から退位の制度を認めないということに現行法なっておりますでございます。

そういった皇室典範制度の制定当時の経緯というものをやはり踏まえていかなければならないと思いますし、さらに今、先生もちょっとお挙げになりましたけれども、天皇に心身の疾患あるいは事故があるというような場合につきましては、現在も国事

⁴⁶ 園部逸夫『皇室法概論—皇室制度の法理と運用—〔復刻版〕』（第一法規、2016 年）439-441 頁をもとに作成。

⁴⁷ 第 91 回帝国議会衆議院皇室典範案委員会議録（昭和 21 年 12 月 11 日）27 頁

行為の臨時代行でありますとかあるいは摂政の制度が設けられておりますので、そういった事態の起きた場合にはそういった対応をする制度もあるということを考えますと、現在の段階で退位制度を設けるというようなことについては私ども考えていないところでございます。

（４）今般の議論

『天皇の退位等についての立法府の対応』に関する衆参正副議長による議論のとりまとめ」においては、①平成 28 年 8 月 8 日の今上天皇の「おことば」を重く受け止めていること、②今上天皇の象徴としての行為が、国民の幅広い共感を受けていることを踏まえ、かつ、今上天皇が御高齢になられ、これまでのように御活動を行うことに困難を感じておられる状況において、上記の「おことば」以降、退位を認めることについて広く国民の理解が得られていること、が各党・各会派の共通認識となったとされた。その後、皇室典範 4 条の特例として、今上天皇の退位及び皇嗣の即位を実現する「天皇の退位等に関する皇室典範特例法案」が政府より提出された（後掲Ⅴ参照）。

（５）退位の事例

過去 124 代の天皇のうち退位された方は 58 方⁴⁸である。

前述のとおり、明治以降天皇が終身在位制となったことから、「天皇の退位等に関する皇室典範特例法」により天皇の退位が実現すれば、1817 年に退位した光格天皇以来約 200 年ぶりで、現行憲法下で初の事例となる。

【参考】江戸時代以降における天皇の退位の事例⁴⁹

代	追号	生没年	在位期間
第 107 代	後陽成天皇	1571～1617	1586～1611
第 108 代	後水尾天皇	1596～1680	1611～1629
第 109 代	明正天皇	1623～1696	1629～1643
第 111 代	後西天皇	1637～1685	1654～1663
第 112 代	霊元天皇	1654～1732	1663～1687
第 113 代	東山天皇	1675～1709	1687～1709
第 114 代	中御門天皇	1701～1737	1709～1735
第 115 代	桜町天皇	1720～1750	1735～1747
第 117 代	後桜町天皇	1740～1813	1762～1770
第 119 代	光格天皇	1771～1840	1779～1817

⁴⁸ 天皇の公務の負担軽減等に関する有識者会議（第 2 回）資料 2

⁴⁹ 天皇の公務の負担軽減等に関する有識者会議（第 2 回）資料 2

5. 皇室会議

(1) 組織

皇室会議は、議員 10 人でこれを組織（皇室典範 28 条 1 項）し、議員は、皇族 2 人⁵⁰、衆参正副議長⁵¹、内閣総理大臣、宮内庁長官並びに最高裁長官及びその他の裁判官 1 名をもって充てられ（同 28 条 2 項）、内閣総理大臣が議長となる（同 29 条）。

(2) 権限⁵²

皇室会議は、皇室典範及び他の法律に基づく権限のみを行う（皇室典範 37 条）。

その権限としては、皇位継承順序の変更（同 3 条）、立后及び皇族男子の婚姻の承認（同 10 条）、皇族の身分の離脱の承認（同 11 条、13 条、14 条）、摂政の設置（同 16 条）、摂政の順序の変更（同 18 条）、摂政の廃止（同 20 条）が定められている。

皇室会議の議決には、出席議員の 3 分の 2 以上の多数で議事を決する場合（皇位継承順序の変更、摂政の設置等）と、出席議員の過半数で議事を決する場合（立后及び皇族男子の婚姻、皇族の身分の離脱等）がある。

なお、「天皇の退位等に関する皇室典範特例法案」により、同法の政令を定めるに当たっては、内閣総理大臣は、あらかじめ、皇室会議の意見を聴かなければならないとされた。（同法案附則 1 条 2 項）。

【参考】天皇の退位等に関する皇室典範特例法案

附 則

（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 3 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第 1 条並びに次項、次条、附則第 8 条及び附則第 9 条の規定は公布の日から、附則第 10 条及び第 11 条の規定はこの法律の施行の日の翌日から施行する。

2 前項の政令を定めるに当たっては、内閣総理大臣は、あらかじめ、皇室会議の意見を聴かなければならない。

(3) 皇室会議の性質

皇室会議の性質について、皇室典範制定時、金森徳次郎憲法制定担当大臣は次のように答弁している。

⁵⁰ 2017 年 6 月 5 日現在における皇族出身の皇室会議の議員は、文仁親王殿下及び正仁親王妃華子殿下である。

⁵¹ 衆議院議長等については、「衆議院が解散されたときは、後任者の定まるまでは、各々解散の際衆議院の議長等であった者とする」とされている。

⁵² 野中俊彦・中村睦男・高橋和之・高見勝利『憲法 I（第 5 版）』（有斐閣、2012 年）145 頁〔高橋和之執筆部分〕をもとに作成。

第 91 回帝国議会 衆議院皇室典範案委員会 昭和 21 年 12 月 11 日

○北浦圭太郎委員 この皇室典範は、皇室會議をして、かくのごとき重大なる作用をなすことを得る地位においておりますが、勿論これは行政官廳ではない、司法官廳でもない、これはどういう性質をもつ所の機關であるか、この點御説明を願いたい。

○金森徳次郎憲法制定担当大臣 法律學的にこまかく分類いたしますと、面倒なことになるかも知れませんが、これは結局國の仕事に關する機關であります、こういうふうに申上げることが一番正しいと思うわけであります、そしてその性質から申しますれば、もとより立法の機關ではございません、もとより裁判の機關でもございません、といたしますれば一種の行政的な働きをする所の機關である、しかもその中には外に向つて仕事をするというのではなくて、ここに掲げられましたような條項の、一種のたとえば順位變更という結果をここに導き出す所の機關である、こういうふうにお答え申し上げたいと思います。

Ⅲ 皇室制度の創設的側面 —天皇の権能—

1. 天皇の行為

日本国憲法

〔内閣の助言と承認及び責任〕

第3条 天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。

〔天皇の権能と権能行使の委任〕

第4条 天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない。

② 天皇は、法律の定めるところにより、その国事に関する行為を委任することができる。

〔天皇の任命行為〕

第6条 天皇は、国会の指名に基いて、内閣総理大臣を任命する。

② 天皇は、内閣の指名に基いて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。

〔天皇の国事行為〕

第7条 天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。

- 一 憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。
- 二 国会を召集すること。
- 三 衆議院を解散すること。
- 四 国会議員の総選挙の施行を公示すること。
- 五 国務大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免並びに全権委任状及び大使及び公使の信任状を認証すること。
- 六 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を認証すること。
- 七 栄典を授与すること。
- 八 批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること。
- 九 外国の大使及び公使を接受すること。
- 十 儀式を行ふこと。

(1) 国事行為⁵³

ア. 概要

憲法は、3条で「天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ」と定め、次いで、4条1項で「天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない」と定め、その**非政治性**を明らかにした（**政治関与の禁止**）。そして、この両条文の定めた基本原則の下に、4条2項、6条、7条で具体的な国事行為を列挙している。国事行為が憲法所定のものに限定されているのは、非政治的な「象徴天皇」も、いわば「権威づけ」の道具として政治的に利用される可能性が十分にある存在であるところから、天皇による「権威づけ」の場を憲法上限定することによって、その場面以外での天皇による「権威づけ」をいっさい排除しようとするものである（**政治利用の禁止**）。

この国事行為は、天皇の象徴という地位に基づき国家機関として行う行為のうち、憲法が定めた行為であると解する。また、内閣の助言と承認に基づいて天皇が行う行為であり、行為の意思は自然人としての天皇の意思ではなく内閣の意思であると解され、内閣が行為に対する責任を有し、その効果は国に及び、行為の公私の面からは公的な意味を有するものである。

イ. 国事行為の性格

国事行為の性格には、大きく二つの考え方の対立がある⁵⁴。

A説：憲法で名目的に天皇の権能に属するとされた行為のうちで、内閣が実質的に決定する部分を除いたもの—儀礼的・名目的な部分—が、真に天皇の権能に属するのであり、それが「国事に関する行為」なのである。（宮澤俊義著・芦部信喜補訂『全訂日本国憲法』（日本評論社、2004年）105頁）

B説：国政に関する権能を有しないとは、天皇が立法・行政及び司法のいずれの国政権能からも切り離された存在であり、その国事行為権も、これら国政権能とは異質的な、全くの装飾的権能たることを意味する。（法学協会『註解日本国憲法上巻(1)』（有斐閣、1953年）125頁）

⁵³ 野中俊彦・中村睦男・高橋和之・高見勝利『憲法Ⅰ（第5版）』（有斐閣、2012年）115頁〔高橋和之執筆部分〕、芦部信喜監修（野中俊彦、戸松秀典、江橋崇、高橋和之、高見勝利、浦部法穂編集）『注釈憲法第1巻』（有斐閣、2000年）211頁〔浦部法穂執筆部分〕、園部逸夫『皇室法概論—皇室制度の法理と運用—〔復刻版〕』（第一法規、2016年）108-109頁をもとに作成。

⁵⁴ 高橋和之は、この対立の背後には君主の権力が次第に名目化していく立憲君主制の展開図式（前掲Ⅰ4(1)参照）において、どの地点に象徴天皇制を位置付けるのかの違いがあると指摘する。（野中俊彦・中村睦男・高橋和之・高見勝利『憲法Ⅰ（第5版）』（有斐閣、2012年）116-117頁〔高橋和之執筆部分〕）

（２）国事行為以外の行為の承認⁵⁵

象徴が国旗のように物であるときと異なり、人間が象徴であるときは、当然に動態としての行為がなされる。それらの行為のうちには、国家機関として行う憲法で明記された国事行為ではないが、また純然たる私的行為ともいえないものがある。

このような行為について、解釈上二つの立場が対立する。一つの立場によれば、憲法は、天皇が「この憲法の定める国事に関する行為のみを行」う（４条）とし、その行為を厳密に限定しているのであり、また実質的にも、象徴としての行為を認めることは、天皇の権能を拡大するおそれがあるとして、天皇のなしうるのは、国事行為のほかは、すべて私的行為に限られると解する（二分説）⁵⁶。この立場は、絶対主義的な天皇制への復帰への危惧から、天皇に関する憲法の規定を厳格に解釈するものであるが、難点⁵⁷が少なくない⁵⁸。

そこで、象徴としての天皇に「公的行為」という特殊の領域の行為を認める見解がある（三分説）。この立場は、これらの公的行為は、憲法に明文がないが、それが憲法によって禁止されているものではなく、むしろ憲法上の慣例によって支持されたものと解する。そしてそれは私的行為でないから、原則として自由に委ねられているものではない。象徴としての天皇が政治に介入することができないから、公的行為は政治的な意味のない儀礼的行為に限られ、政治を決定することはもとより、政治に影響を及ぼすことも許されないし、政教分離の建前から、宗教的にも無色なものでなければならない。そして、私的行為ではないから、この行為について、内閣が直接にまたは宮内庁を通じて間接に輔佐することになり、その行為に対する責任もまた内閣が負うことになるとする。

政府は、天皇の行為を「国事行為」、「公的行為」、「その他の行為」に三分類している。

第 118 回国会 衆議院内閣委員会 平成 2 年 4 月 17 日

○大森政輔内閣法制局第一部長 委員御指摘のとおり、従前から天皇の行為につきましては、国事行為、公的行為及びその他の行為というふうに三つに大分してきているわけですが、そのうちのその他の行為、すなわち国事行為、公的行為以外の行為の中

⁵⁵ 伊藤正己『憲法（第 3 版）』（弘文堂、1995 年）132-134 頁をもとに作成。

⁵⁶ 浦部法穂『憲法学教室（第 3 版）』（日本評論社、2016 年）530-531 頁など。

⁵⁷ この立場によると、国会の開会式や国民体育大会の開会式に出席して「おことば」を述べることや外国を公式に訪問すること等の現実に行なわれている天皇の諸行為を合憲とするためには、これを国事行為または私的行為のいずれかにあたると考えねばならない（伊藤正己『憲法（第 3 版）』（弘文堂、1995 年）133 頁）。

⁵⁸ なお、宮澤俊義は、天皇の権能について「（憲法 4 条の規定は）天皇を、なんらの実質的な権力をもたず、ただ内閣の指示にしたがって機械的に「めくら判」をおすだけのロボットの存在にすることを意味する」ととらえる立場から（宮澤俊義著・芦部信喜補訂『全訂 日本国憲法』（日本評論社、1978 年）74 頁）二分説に立つが（同・84 頁）、国会の開会式における「おことば」などについては、7 条 10 号の「儀式を行ふ」に含めうるとしてこれを国事行為と解している（同・142-144 頁）。

にも、純粋に私的なものと公的性格ないし公的色彩があるものとに区分されるであろうという考えをとっているわけでございます。

第 118 回国会 衆議院内閣委員会 平成 2 年 4 月 19 日

○大森政輔内閣法制局第一部長 政府といたしましては従前から天皇の行為についてはいわゆる三分説をとっております。

第一分類、これはただいま御指摘になりましたように国事行為でございまして、これはまさに憲法で規定しておりますように、内閣の助言と承認に基づいて行われる行為でございまして、その具体的な範囲は憲法が明確に規定している行為に限られるわけでございまして。

第二分類は、いわゆる公的行為という言葉であらわされる行為でございまして。これは国事行為のように内閣の助言と承認を要するものではございませんが、なお象徴としての地位に基づく行為である、比喩的には、象徴としての地位からにじみ出てくる行為であるとか、あるいは象徴としての立場から国家国民のために行う行為であるというふうによく説明されるわけでございまして、そのような公的行為という用語で表現される一群の行為があるというふうに考えているわけでございまして。

それ以外の第三分類といたしまして、ただいまお尋ねの中でも挙げられました、皇室の行事というような言葉であらわされるそれ以外のいろいろな行為をなさることがある。これにつきましては、内閣は助言と承認というような形でも関与いたしませんし、また、公的行為におけるような閣議決定あるいは閣議了解というような形でも関与しないのが通常である、そういう一群の行為があるということでございまして。

（３）公的（公人）行為⁵⁹

前述のとおり、国事行為でも純然たる私的行為でもない行為であり、具体的な行為としては、国会開会式への行幸、認証官任命式への臨席、各種拝謁の実施、国賓行事、外国訪問などが挙げられる。

これらの行為は、象徴としての地位に基づく、公人として行う行為であり、この行為には象徴天皇の有する「君主的」側面と「伝統的」側面が含まれており、それぞれの側面に応じて行為の性質が異なってくる。

- ・**君主的側面**…天皇の意思を前提としつつ、内閣としての意思決定がなされ、行為の内容に対する責任は内閣が有し、その効果は象徴たる天皇に及ぶもの。
- ・**伝統的側面**…伝統的側面を有する行為は、行為の内容に対する内閣の関わりは小さく、行為の意思の事実上の決定において天皇の意思が尊重されるべきもの。

なお、政府は公的行為についても、その内容は内閣が責任を負うものと答弁している。

⁵⁹ 園部逸夫『皇室法概論—皇室制度の法理と運用—〔復刻版〕』（第一法規、2016 年）110-111 頁

第 71 回国会 衆議院内閣委員会 昭和 48 年 6 月 7 日

○吉國一郎内閣法制局長官 …公的行為についてはどういふふうに行なわれるか。これは皇室に関する国家事務を処理いたしております宮内庁、それを統轄する総理府、さらにその総理府を統轄する責任のある内閣が、責任をもってこの公的行為について、いかなる行為を行なわれるか、その公的行為を行なわれるに際しまして、憲法第 4 条第 1 項にございます「國政に関する権能を有しない」という規定の趣旨にかんがみまして、いやしくも國政に影響を及ぼすようなことがあってはならないという配慮を十分にいたしておるわけございまして、第一次的には宮内庁、第二次的にはそれを包括する総理府、さらに内閣が責任を負うものでございます。

平成 28 年 8 月 8 日の天皇陛下による「象徴としてのお務めについての天皇陛下のおことば」の背景には、現行憲法下での象徴天皇制を安定的に支えていくためには、生身の個人として国の安定を象徴する天皇が、国民の暮らしや気持ちに寄り添い、その中に分け入って国民の支持を得ること、すなわち、現在のような内容及び範囲の公的行為、象徴行為を続けざるを得ない、という今上陛下の御認識があるのではないかと指摘がなされている。

旧憲法といまの憲法とでは、憲法と天皇の地位が逆転しています。

…8 月 8 日の「おことば」で述べられたのは、憲法あつての天皇である、そして、そこでは天皇は国の象徴として位置づけられている、ということです。明治憲法とは異なって、まず存在するのは憲法であり、その憲法の定める天皇および天皇制のあり方を出発点にしなければならぬとの考え方が、はっきりうかがえます。

…現憲法下の天皇制は神話では支えられていない以上、国民の暮らしや気持ちに寄り添い、その中に分け入って国民の支持を得ることによってしか安定的に維持できない、そうした認識がにじんでいると思います。

現憲法下での天皇制を安定的に支えていくためには、現在のような内容および範囲の公的行為、象徴としての行為を続けていかざるを得ない。ただ、それはもう個人としては高齢になって、しだいに無理になってきている、とおっしゃっているのでしょう。

…安定的に支えなくてはいけないのは、天皇が国の象徴だからです。立憲君主制をとるヨーロッパの国の君主についても同様で、君主は国の安定性、端的に言えば、永続性を象徴している。天皇とその地位が安定していないと、国の安定を象徴できません。だからこそ現在の天皇がこれまで果たしてきた仕事を続けていかざるを得ないというメッセージだと思います。

…国事行為とも私的行為とも異なる、いわゆる公的行為は認めるべきではないと主張する方もいます。ただ、それは有力な考え方ではない。

…日本では、抽象的な存在である日本という国家を、天皇という具体的な人が象徴している。

問題は、ハトと違って人間は行動するし、そのこと自体が意味をもつということです。ハトが飛ぶのに意味はないけれども、人がどこかを訪問したり、誰かと会ったりすればそこには必ず意味がある。これは、天皇が生身の個人でありながら、しかも象徴であるという事態から生ずることで、象徴としての行為を否定するのは非現実的だと思います。

ただ、それは天皇の意思で勝手にできるものではなく、必ず政府が責任をもつ形でなされるべきことです。別の言い方をすると、国事行為だけでなく、「象徴としての行為」に

についても、天皇の判断と政府の判断の間には距離があってはならない。天皇は政治的権能をもたないわけですから。…

「インタビュー長谷部恭男教授に聞く 象徴天皇と「生前退位」—憲法から考える」

世界（2016年10月）112-114頁

（４）その他の行為（私的行為）

天皇という地位はもとより公的なものであるが、その地位を占めるのは具体的な人間であるから、当然に私的な個人としての地位をもつのであり、この地位における私的な行為は、法の特別の規定をまつことなしに行いうることはいうまでもない。しかし、天皇が象徴としての特殊の地位を占め、とくに非政治的な性質をもつところからある種の制約を受けざるをえない⁶⁰。

学界の通説である三分説は、「国事行為」、「公的行為」のほか、それ以外の行為を「その他の行為」としているが、その他の行為を更に「社会的行為」、「皇室行為」、「私的単独行為」と分ける説もある⁶¹。

政府は、「国事行為、公的行為以外の行為の中にも、純粋に私的なものと公的性格ないし公約色彩があるものとに区分されるであろう。」としている。

第118回国会 衆議院内閣委員会 平成2年4月17日

○大森政輔内閣法制局第一部長 委員御指摘のとおり、従前から天皇の行為につきましては、国事行為、公的行為及びその他の行為というふうに三つに大分してきているわけですが、そのうちのその他の行為、すなわち国事行為、公的行為以外の行為の中にも、純粋に私的なものと公的性格ないし公約色彩があるものとに区分されるであろうという考えをとっているわけでございます。

そこで、しからばその公的性格ないし公的色彩というのはどのような意味であるかということがお尋ねのポイントであろうと思いますが、それを天皇及び皇族の行為に限定して申し上げますと、天皇及び皇族のある行為がその行為の趣旨、性格等からして純粋に私的な行為にとどまらず、国として、ここが要点でございますが、国としてその行為を行うことについて関心を持ち、人的または物的側面からその援助をするのが相当と認められる側面を有することを公的性格がある、ないし公的色彩があると言っているわけでございます。

⁶⁰ 伊藤正己『憲法（第3版）』（弘文堂、1995年）129頁

⁶¹ 園部逸夫『皇室法概論—皇室制度の法理と運用—〔復刻版〕』（第一法規、2016年）108頁

天皇による行為の分類及びその概念

◎各行為の概念（五分説（園部説））

	国事行為	その他の行為				【二分説】
		公的（公人）行為	私的行為			【三分説】
			社会的行為	皇室行為	私的単独行為	【五分説】
概念	象徴としての地位に基づき、国家机关として行う憲法上の行為	象徴としての地位に基づく、公人として行う行為 君主的側面 天皇の意思を前提としつつ、内閣としての意思決定がなされ、行為の内容に対する責任は内閣が有し、その効果は象徴たる天皇に及ぶもの 伝統的側面 行為の内容に対する内閣の関わりは小さく、行為の意思の事実上の決定において天皇の意思が尊重されるべきもの ただし、行為の内容に対する責任は内閣が有し、その行為の効果が象徴たる天皇に及ぶ	象徴としての地位を背景に有しつつ、私人として行う行為	私人としての地位で、皇室を構成する者として行う行為	私人としての地位で、純粋な私人として単独で行う行為	
具体例	憲法第 4 条第 2 項（国事行為の委任）、第 6 条第 1 項（首相の任命）・第 2 項（最高裁長官の任命）及び第 7 条第 1 号～第 10 号（憲法改正・法律等の公布、国会の召集、衆議院の解散など）に規定する行為	君主的側面 ・国会開会式への行幸 ・認証官任命式への臨席 ・各種拝謁の実施 ・国賓行事（歓迎式典への参列、「御会见」、宮中晩餐会の主宰等） ・外国訪問 ・国際的大会の名誉総裁就任 ・国家的行事への臨席（地方・都内の大会・式典への行幸） ・天皇誕生日祝賀行事の主宰 ・社交的行事の実施（外国訪問中の社交的行事、園遊会等） 伝統的側面 ・歌会始、講書始の主宰 ・地方行幸中の公式行事以外の日程 ・福祉活動の奨励、ねぎらいの行為 ・災害見舞 ・文化、産業の奨励	・個々の福祉活動 ・芸術鑑賞行為 ・宗教活動（神社の参拝等） ・スポーツ、音楽、文芸活動の会合や研究会等への参加 ・友人との会食 ・学校行事への参加 ・私的旅行 ・静養先での外出	・皇室内部の諸行事の実施 ・宮中祭祀の主宰	・私室での読書、研究、芸術鑑賞	

※園部逸夫『皇室法概論—皇室制度の法理と運用—〔復刻版〕』（第一法規、2016 年）より作成。

国事行為	公的行為	その他の行為		【政府見解】 （三分説②）
		公的性格・公的色彩を有するもの	純粋に私的なもの	

平成27年の天皇陛下の御活動の概況

国事行為		
	御署名・御押印	1, 009件
	御署名・御押印以外	38件
	親任式	—
	信任状捧呈式	28件
	勲章親授式	3件
	その他	7件
公的行為		529件
	認証官任命式	18件
	拝謁	78件
	御接見・御会見・御引見	61件
	午餐・御昼餐・御夕餐・晚餐	24件
	お茶・茶会	57件
	行幸啓における御活動	128件
	外国御訪問における御活動	10件
	勤労奉仕団御会釈	54件
	その他	99件
その他の行為のうち、公的性格・公的色彩を有するもの		68件
	御覧・御鑑賞等	14件
	御進講等	17件
	その他	37件
宮中祭祀		19件

(宮内庁HP「天皇の公務の負担軽減等に関する有識者会議『天皇の公務の負担軽減等に関する有識者会議 最終報告 参考資料』」70頁をもとに作成)

2. 内閣の「助言と承認」

(1) 総論⁶²

天皇の権能の範囲が国事行為に限定されたことと並んで、天皇の国事行為が厳格な規律の下に置かれていることもまた、重要な特徴である。天皇のすべての国事行為に対して内閣の「助言と承認」が必要⁶³とされることから、その行為の結果については内閣が自ら責任を負うとともに、**天皇は無答責**とされることになる。

(2) 「助言と承認」の性格⁶⁴

天皇の国事行為に対する内閣の助言と承認の性格をどうとらえるかは、前述の国事行為の性格のとらえ方とのかかわりで見方が分かれる。

A説：本条が天皇の国事行為について内閣の助言と承認を要求するのは、天皇がその单独の意思によって行動することを禁じ、天皇の行動がすべて内閣の意思に基づくべきことを要求する趣旨である、とし、内閣の助言と承認を、天皇の行為の内容を実質的に内閣の意思によって決定するためのもの、ととらえる⁶⁵。

B説：そもそも天皇の国事行為は、すべてその実質的内容が他の国家機関によって決定され助言・承認機関としての内閣が動かすことのできないものであり、機械的・事務的に処理されるよりほかない形式的・儀礼的行為である、との観点から、内閣の助言と承認は、そのような形式的・儀礼的行為をなすについての助言と承認であって、天皇が行うべき行為の実質的内容を内閣が決定するための手続きではない、ととらえる⁶⁶。

政府は、7条における「助言と承認」に関し、「同条の国事に関する行為には、例えば「認証すること」、「儀式を行うこと」のように形式的・儀礼的なものもあるが、衆議院の解散のように国政に関するものが含まれている。このような行為も天皇が内閣の助言と承認によって行うことは明文の示すところであり、天皇は、実質的に決定する権限を有しないのであるから、このような行為についての内閣の助言と承認は、内閣が実質的に決定することを意味する」と解している。

⁶² 芦部信喜著・高橋和之補訂『憲法（第6版）』（岩波書店、2015年）48頁をもとに作成。

⁶³ ただし、新内閣成立の際、新たに内閣総理大臣が任命されて（この任命に対する助言と承認は、いわゆる総辞職内閣が行う）その新内閣総理大臣が国務大臣を任命する際の天皇の認証に対する助言と承認は、ことがらの性質上、内閣総理大臣単独で行うこととなる。（芦部信喜監修（野中俊彦、戸松秀典、江橋崇、高橋和之、高見勝利、浦部法徳編集）『注釈憲法 第1巻』（有斐閣、2000年）194頁〔浦部法徳執筆部分〕）

⁶⁴ 芦部信喜監修（野中俊彦、戸松秀典、江橋崇、高橋和之、高見勝利、浦部法徳編集）『注釈憲法 第1巻』（有斐閣、2000年）195-199頁〔浦部法徳執筆部分〕をもとに作成。

⁶⁵ 宮澤俊義著・芦部信喜補訂『全訂日本国憲法』（日本評論社、2004年）62頁

⁶⁶ 小嶋和司「天皇の権能について」法律時報 24巻 10号（1952年）、『註解日本国憲法上巻(1)』（有斐閣、1953年）97-98頁、清宮四郎『憲法Ⅰ（第3版）』（弘文堂、1979年）169-170頁

第 104 回国会 憲法第 7 条の助言と承認の実体に関する質問に対する答弁書（昭和 61 年 4 月 8 日）

憲法第 7 条は、天皇は、内閣の助言と承認により、同条各号に掲げる国事に関する行為を行う旨を定めている。同条の国事に関する行為には、例えば衆議院の解散のように国政に関するものが含まれているが、このような行為も天皇が内閣の助言と承認によつて行うことは明文の示すところであり、天皇は、実質的に決定する権限を有しないのであるから、このような行為についての内閣の助言と承認は、内閣が実質的に決定することを意味すると解される。

したがって、内閣が実質的に衆議院の解散を決定する権限を有することの法的根拠は、憲法第 7 条の規定である。

3. 摂政及び国事行為の代理

日本国憲法

〔天皇の権能と権能行使の委任〕

第 4 条 天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行い、国政に関する権能を有しない。

② 天皇は、法律の定めるところにより、その国事に関する行為を委任することができる。

〔摂政〕

第 5 条 皇室典範の定めるところにより摂政を置くときは、摂政は、天皇の名でその国事に関する行為を行ふ。この場合には、前条第 1 項の規定を準用する。

皇室典範

〔設置事由〕

第 16 条 天皇が成年に達しないときは、摂政を置く。

② 天皇が、精神若しくは身体の重患又は重大な事故により、国事に関する行為をみずからすることができないときは、皇室会議の議により、摂政を置く。

〔就任の資格及び順序〕

第 17 条 摂政は、左の順序により、成年に達した皇族が、これに就任する。

- 一 皇太子又は皇太孫
- 二 親王及び王
- 三 皇后
- 四 皇太后
- 五 太皇太后
- 六 内親王及び女王

② 前項第 2 号の場合においては、皇位継承の順序に従い、同項第 6 号の場合

においては、皇位継承の順序に準ずる。

国事行為の臨時代行に関する法律

(委任による臨時代行)

第2条 天皇は、精神若しくは身体の疾患又は事故があるときは、摂政を置くべき場合を除き、内閣の助言と承認により、国事に関する行為を皇室典範(昭和22年法律第3号)第17条の規定により摂政となる順位にあたる皇族に委任して臨時に代行させることができる。

2 前項の場合において、同項の皇族が成年に達しないとき、又はその皇族に精神若しくは身体の疾患若しくは事故があるときは、天皇は、内閣の助言と承認により、皇室典範第17条に定める順序に従って、成年に達し、かつ、故障がない他の皇族に同項の委任をするものとする。

(1) 総論

憲法上、天皇は、国事に関する行為を行うと定められているが、天皇が成年に達しないとき、精神若しくは身体の重患又は重大な事故により、自ら国事行為を行うことができないときは、それを代行する機関が必要になる。

憲法5条で「皇室典範の定めるところにより摂政を置くときは、摂政は、天皇の名でその国事に関する行為を行ふ」と定め、皇室典範がその設置を定める機関である摂政が、天皇の国事行為を代行することとしている。摂政の就任順序は皇室典範17条によって定められている。

また、憲法4条2項で「天皇は、法律の定めるところにより、その国事に関する行為を委任することができる。」と定め、摂政を置くまでに至らない場合(たとえば海外旅行や長期にわたる病気の場合)は、「国事行為の臨時代行に関する法律」により臨時の代行が国事行為を行う。臨時代行の順序は摂政の場合と同様である(同法2条)。

第46回国会 衆議院内閣委員会 昭和39年3月19日

○高辻正巳内閣法制次長 結論から申し上げますと、旧憲法時代の摂政も、また新憲法のもとにおける摂政も、共通的な要素といたしましては、天皇が一定の事態、これは未成年の場合が含まれて、故障がある場合には摂政が置かれる。この摂政が置かれるというのは、実は法定代行制度といわれるわけでありまして、天皇の御意思にかかわりなく置かれることになる…。

摂政が置かれる場合は、天皇の意思能力にかかわりのあるような事態、天皇が委任をされるというようなことの発意といいますか、そういう意思がない場合、そういうことを前提として摂政ということが行なわれる。

天皇に、意思能力の点に瑕疵のないような場合につきましては、むしろ委任でいくべきであるというふうな議論がなされております。

…旧憲法時代の考え方というのはいま申し上げたとおりでございますが、そういう問題は、新憲法の審議の際の憲法議会におきましてもやはり問題になっておりまして、当時の金森国務大臣は、大体いま言ったようなことの線に沿って答弁をしております。

…摂政は未成年の場合以外は、いま言ったようなかなり重大な事故があります際に摂政が置かれる。

…意思能力との関連において考えられるほどの重要な故障があるようなときには、摂政が置かれる。そうでない場合には、たとえば…海外御旅行というような場合はそういう場合に該当いたしませんので、むしろ委任の制度でいくというわけで、そういう場合には、二つの方法が相並び存するというふうには考えておらない…。

（２）摂政⁶⁷

摂政の制度は明治憲法に取り込まれ、その適用例として、大正天皇が病氣中の期間、すなわち、1921（大正10）年11月から26（大正15）年12月に同天皇が崩御されるまでの間、皇太子裕仁親王（後の昭和天皇）が摂政に就いたことがある。

他方、現行憲法5条における摂政の実際例は未だない。

前述のとおり、摂政は、天皇がみずから国事行為を行えないような状態にあるときに置かれる、天皇の法定代理機関である。皇室典範の定める原因が生ずることにより当然に設置される点で、天皇の責任による臨時代行（後掲（３）参照）とは異なる。

摂政は天皇の国事行為を代行するにすぎず、象徴としての役割を代行するわけではない。象徴たる性格は天皇に専属するものであり、天皇は国事行為をしなくても象徴としての性格を失うものではない。

（３）国事行為の臨時代行⁶⁸

憲法4条2項に基づき「国事行為の臨時代行に関する法律」がある。それによれば、天皇は、「精神若しくは身体の疾患又は重大な事故」があるときで摂政を置くべき場合（皇室典範16条）に当たらない場合に、内閣の助言と承認により、国事に関する行為を摂政となる第一順位に当たる皇族⁶⁹（同17条）に委任して臨時に代行させることができる（国事行為の臨時代行に関する法律2条1項）。

⁶⁷ 芦部信喜監修（野中俊彦、戸松秀典、江橋崇、高橋和之、高見勝利、浦部法徳編集）『注釈憲法 第1巻』（有斐閣、2000年）235頁〔戸松秀典執筆部分〕、（野中俊彦・中村睦男・高橋和之・高見勝利『憲法I（第5版）』（有斐閣、2012年）134頁〔高橋和之執筆部分〕をもとに作成。

⁶⁸ 芦部信喜監修（野中俊彦、戸松秀典、江橋崇、高橋和之、高見勝利、浦部法徳編集）『注釈憲法 第1巻』（有斐閣、2000年）227頁〔浦部法徳執筆部分〕をもとに作成。

⁶⁹ 国事行為の臨時代行に関する法律2条2項において、「皇族が成年に達しないとき、又はその皇族に精神若しくは身体の疾患若しくは事故があるときは、天皇は、内閣の助言と承認により、皇室典範第17条に定める順序に従って、成年に達し、かつ、故障がない他の皇族に同項の委任をするものとする。」と定められている。

また、「国事行為の臨時代行に関する法律」は、上記の他、委任の解除（3条）、摂政の設置又は委任を受けた皇族が皇族たる身分を離脱した場合における委任の終了（4条）、委任又は委任解除の場合の公示（5条）、委任を受けた皇族の委任の間の訴追（6条）について規定されている。

国事行為の臨時代行の事例一覧

委任 年月日	委任を受けた 皇族	委任の理由	委任された 事項	解除 年月日	期間
S46.9.27	皇太子明仁親王殿下	外国御旅行	全般	S46.10.14	18日
S50.9.30	皇太子明仁親王殿下	外国御旅行	全般	S50.10.14	15日
S62.9.22	皇太子明仁親王殿下	御病気御療養	全般	S62.10.3	12日
S62.10.3	徳仁親王殿下	御病気御療養中 (皇太子明仁親王殿下 外国御旅行)	全般	S62.10.10	8日
S62.10.10	皇太子明仁親王殿下	御病気御療養	全般 (S62.12.15から S63.9.22まで、 憲法第7条第5号 から第9号までに 規定する行為に 限定)	S64.1.7 (昭和天皇 崩御日)	456日
H3.9.26	皇太子徳仁親王殿下	外国御旅行	全般	H3.10.6	11日
H4.10.23	皇太子徳仁親王殿下	外国御旅行	全般	H4.10.28	6日
H5.8.6	皇太子徳仁親王殿下	外国御旅行	全般	H5.8.9	4日
H5.9.3	皇太子徳仁親王殿下	外国御旅行	全般	H5.9.19	17日
H6.6.10	皇太子徳仁親王殿下	外国御旅行	全般	H6.6.26	17日
H6.10.2	皇太子徳仁親王殿下	外国御旅行	全般	H6.10.14	13日
H9.5.30	皇太子徳仁親王殿下	外国御旅行	全般	H9.6.13	15日
H10.5.23	皇太子徳仁親王殿下	外国御旅行	全般	H10.6.5	14日
H12.5.20	皇太子徳仁親王殿下	外国御旅行	全般	H12.6.1	13日
H14.7.6	皇太子徳仁親王殿下	外国御旅行	全般	H14.7.20	15日
H15.1.16	皇太子徳仁親王殿下	御病気御療養	全般	H15.2.18	34日
H17.5.7	皇太子徳仁親王殿下	外国御旅行	全般	H17.5.14	8日
H17.6.27	皇太子徳仁親王殿下	外国御旅行	全般	H17.6.28	2日
H18.6.8	皇太子徳仁親王殿下	外国御旅行	全般	H18.6.15	8日
H19.5.21	皇太子徳仁親王殿下	外国御旅行	全般	H19.5.30	10日
H21.7.3	皇太子徳仁親王殿下	外国御旅行	全般	H21.7.17	15日
H23.11.7	皇太子徳仁親王殿下	御病気御療養	全般	H23.12.6	30日
H24.2.17	皇太子徳仁親王殿下	御病気御療養	全般	H24.4.10	54日
H24.5.16	皇太子徳仁親王殿下	外国御旅行	全般	H24.5.20	5日
H25.11.30	皇太子徳仁親王殿下	外国御旅行	全般	H25.12.6	7日
H27.4.8	皇太子徳仁親王殿下	外国御旅行	全般	H27.4.9	2日
H28.1.26	皇太子徳仁親王殿下	外国御旅行	全般	H28.1.30	5日
H29.2.28	皇太子徳仁親王殿下	外国御旅行	全般	H29.3.6	7日

(天皇の公務の負担軽減等に関する有識者会議『天皇の公務の負担軽減等に関する有識者会議最終報告 参考資料』) 77頁をもとに作成)

IV 皇室経済等（第 8 条及び第 88 条関係）

1. 総論⁷⁰

明治憲法においては、皇室の経済について、いわゆる皇室経済自立主義の原則が行われ、議会がこれに関与することを排除し、ただ僅かに皇室経費の増額の場合のみ議会の協賛を要するにすぎなかった（明治憲法 66 条）。すなわち、明治憲法下における皇室経済自立主義は、皇室が国の財産とは独立に別個の私的財産をもち、かつ国の経費によらずにその経済を処理するという原則を意味していた。

これに対して、日本国憲法はこの皇室経済自立主義を廃止して、皇室経済に関する事項をすべて国会の統制の下に置くこととしている。つまり、日本国憲法は、天皇が国及び国民統合の象徴としての地位にあることにかんがみ、皇室が巨大な私的財産を所有し、その財産について国の統制を受けないこととなることのないよう、経済の面においても皇室の立場を公正たらしめようとする意図の下に、天皇・皇室の経費はすべて国の経費として、国会による統制の下に扱われるべきものとしたのである。

2. 第 8 条の趣旨等⁷¹

日本国憲法

〔財産授受の制限〕

第 8 条 皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が、財産を譲り受け、若しくは賜与することは、国会の議決に基かなければならない。

本条は、皇室と国民との間の財産授受を国会の議決にかからしめることで、皇室と国民の一部との間に、財産授受を通して特別の経済的関係が生じること防止することにある。国会の議決は、内閣より「日本国憲法第 8 条の規定による議決案」の件名で国会に付議される⁷²。本議決案の提出の事例は、以下のとおりである。

国会回次	提 出	衆議院可決	参議院可決	備 考
第 1 回	S22. 8.11	S22. 8.29	S22. 9.18	災害罹災者への見舞金等が皇室経済法施行法に定められている価額を超えることが明らかであるの
第 2 回	S23. 6.21	S23. 6.26	S23. 6.29	

⁷⁰ 佐藤功『日本国憲法概説（全訂第 5 版）』（学陽書房、1999 年）をもとに作成。

⁷¹ 特に断りのない限り、**2～4** は「衆憲資第 13 号「象徴天皇制に関する基礎的資料」（平成 15 年 2 月）」をもとに作成。

⁷² 衆議院の優越を認める場合は憲法上特別に定められているところから、この議決には衆議院に優越はみとめられず、両院は対等の地位にたつ。（伊藤正己『憲法（第 3 版）』（弘文堂、1995 年）160 頁）

第 5 回	S24. 4.14	S24. 4.19	S24. 4.20	で、あらかじめ予定価額を一括して議決を求めた
第 7 回	S25. 2.20	S25. 3. 7	S25. 3.10	
第 10 回	S26. 1.25	S26. 2.22	S26. 2.28	
第 12 回	S26.10.19	S26.10.30	S26.11. 2	貞明皇后から受継がれる遺金を救済事業の資に充てるため
第 15 回	S27.11.24	S27.12. 9	S27.12.23	高松宮が福島県内に所有の宅地、山林等を同県に賜与するため
第 31 回	S34. 2.24	S34. 3. 6	S34. 3.13	皇太子の結婚（4.10）に当たり、3.21～4.30 の間、内閣の定める基準により贈与される物品を譲り受けることができるとするため
第 118 回	H2. 6.15	H2. 6.19	H2. 6.26	即位の礼（11.12）に当たり、皇室が本年 12.31 までの間において、社会福祉事業の資に充てるため、1 億円以内を賜与し、また、11.1～12.20 までの間において、内閣の定める基準により贈与される物品を譲り受けることができるとするため
第 126 回	H5. 4.20	H5. 4.22	H5. 4.28	皇太子結婚（6.9）に当たり、社会福祉事業の資に充てるため 500 万円以内を賜与し、また、婚姻を祝するために贈与される物品を譲り受けることができるとするため

ただし、以下の場合には、国会の議決を要しない（皇室経済法（昭和 22 年法律第 4 号）⁷³）。

- ① 相当の対価による売買等通常の私的経済行為に係る場合
- ② 外国交際のための儀礼上の贈答に係る場合
- ③ 公共のためになす遺贈又は遺産の賜与に係る場合
- ④ 毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間内に、皇室がなす賜与又は譲受に係る財産の価額が別に法律で定める一定額に達するまでの場合⁷⁴

3. 第 88 条の趣旨等

日本国憲法

〔皇室財産及び皇室費用〕

第 88 条 すべて皇室財産は、国に属する。すべて皇室の費用は、予算に計上して国会の議決を経なければならない。

⁷³ 皇室経済法 2 条（ないし皇室経済法施行法 2 条）の包括的承認規定につき、伊藤正己は「憲法本来の明文からは、個々の授受行為につき個別的に国会が議決しなければならないとみえようが、日常生活の必需品の購入、外国の賓客への儀礼上の記念品贈与などを個別的に国会が議決することは煩雑にすぎ、かえって憲法の意図する国会のコントロールを形骸化するおそれ大きい。これらについては、授受の行為の性質や財産価額などを限定し、国会があらかじめ包括的に承認を与える方法が考えられ、これは実際であるし、規定の趣旨から考えて憲法も認めるところと解してよい。」と指摘する。（伊藤正己『憲法（第 3 版）』（弘文堂、1995 年）159 頁）

⁷⁴ 皇室経済法施行法 2 条は、④の「別に法律で定める一定額」を以下のように定める。

- i 天皇、皇后、皇太子等の内廷費を受ける皇族…賜与の価額：1800 万円、譲受の価額：600 万円
- ii i 以外の皇族…賜与及び譲受の価額ともに 160 万円（成年に達しない皇族は、35 万円）

本条は、第 8 条とともに、皇室財政の民主化を図り、皇室財政を国会の統制下に置こうとするものである。

皇室費は、毎年の予算に計上し、国会の議決を経なければならない。

【皇室関係予算の推移⁷⁵】

(当初予算額 単位：千円)

予 算 年 度	皇 室 費				宮内庁費	合計
	内 廷 費	皇 族 費	宮 廷 費	皇室費計		
平成 29 年度	324,000	214,720	5,678,917	6,217,637	11,217,611	17,435,248
平成 28 年度	324,000	229,970	5,545,584	6,099,554	10,939,792	17,039,346
平成 27 年度	324,000	229,970	5,562,939	6,116,909	10,827,715	16,944,624
平成 26 年度	324,000	262,809	5,563,037	6,149,846	10,689,971	16,839,817
平成 25 年度	324,000	260,775	5,492,841	6,077,616	10,263,463	16,341,079
平成 24 年度	324,000	291,275	5,579,959	6,195,234	10,543,444	16,738,678
平成 23 年度	324,000	288,225	5,683,784	6,296,009	10,785,566	17,081,575
平成 22 年度	324,000	283,396	5,867,677	6,475,073	10,724,127	17,199,200
平成 21 年度	324,000	280,905	6,099,597	6,704,502	10,980,430	17,684,932
平成 20 年度	324,000	279,838	6,170,249	6,774,087	11,064,578	17,838,665
平成 19 年度	324,000	276,635	6,223,637	6,824,272	10,942,029	17,766,301
平成 18 年度	324,000	273,585	6,253,988	6,851,573	10,661,556	17,513,129
平成 17 年度	324,000	269,671	6,277,830	6,871,501	10,771,309	17,642,810
平成 16 年度	324,000	299,815	6,303,022	6,926,837	10,832,573	17,759,410
平成 15 年度	324,000	297,680	6,361,933	6,983,613	11,461,292	18,444,905
平成 14 年度	324,000	310,795	6,378,063	7,012,858	12,106,491	19,119,349
平成 13 年度	324,000	307,949	6,986,511	7,618,460	11,755,008	19,373,468
平成 12 年度	324,000	306,525	6,424,750	7,055,275	11,891,791	18,947,066
平成 11 年度	324,000	306,525	6,289,640	6,920,165	11,967,975	18,888,140
平成 10 年度	324,000	306,525	6,062,908	6,693,433	11,701,355	18,394,788
平成 9 年度	324,000	306,525	6,094,610	6,725,135	11,639,803	18,364,938
平成 8 年度	324,000	306,525	5,750,518	6,381,043	11,197,885	17,578,928
平成 7 年度	290,000	299,455	5,240,664	5,830,119	11,096,450	16,926,569
平成 6 年度	290,000	296,745	4,698,539	5,285,284	11,116,351	16,401,635
平成 5 年度	290,000	296,745	4,216,582	4,803,327	10,509,579	15,312,906
平成 4 年度	290,000	296,745	6,974,381	7,561,126	10,240,188	17,801,314
平成 3 年度	290,000	294,035	5,344,186	5,928,221	9,676,396	15,604,617
平成 2 年度	290,000	251,488	5,933,727	6,475,215	9,113,371	15,588,586
平成 元 年度	257,000	219,008	4,501,306	4,977,314	8,541,784	13,519,098
昭和 60 年度	257,000	210,984	2,491,282	2,959,266	7,500,826	10,460,092
昭和 55 年度	205,000	127,300	2,426,479	2,758,779	6,249,060	9,007,839
昭和 50 年度	167,000	102,510	1,876,266	2,145,776	4,452,433	6,598,209
昭和 45 年度	95,000	52,290	1,684,394	1,831,684	1,920,581	3,752,265
昭和 40 年度	68,000	38,750	3,810,703	3,917,453	1,060,787	4,978,240
昭和 35 年度	50,000	13,500	411,285	474,785	540,595	1,015,380

⁷⁵ 宮内庁資料「宮内庁関係予算の推移」をもとに作成。

昭和	30	年度	38,000	8,550	222,810	269,360	315,411	584,771
昭和	25	年度	28,000	3,413	81,041	112,454	145,001	257,455
昭和	22	年度	7,333	688	15,240	23,261	15,060	38,321

皇室費は、皇室経済法 3 条により、内廷費、宮廷費及び皇族費に分けられる。内廷費及び皇族費の金額は、皇室経済法施行法 7 条及び 8 条に定める（宮廷費は、皇室経済法 5 条により、宮内庁の経理となる。）。

【皇室費の区分及び使途】

【内廷費】 定額：3 億 2400 万円 内廷にある皇族（天皇、皇后、皇太后、皇太子、皇太子妃、皇太孫等）の皇族の日常の費用その他内廷諸費に充てる。（御手元金）
【宮廷費】 内廷諸費以外の宮廷諸費に充てる。（公金）
【皇族費】 定額：3050 万円 内廷にある皇族以外の皇族に対し、 ① 皇族としての品位保持の資に充てるため、年額により毎年支出する。 ② 同様の理由から、皇族が初めて独立の生計を営む際に一時金額により支出する。 ③ 皇族であった者としての品位保持の資に充てるため、皇族がその身分を離れる際に一時金額により支出する。 皇族の区分、独立の生計か否か等により、上記の定額に定率を乗じた金額が支出される。

なお、内廷費及び皇族費は、所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）9 条 1 項 12 号の規定により、非課税である。また、相続税法（昭和 25 年法律第 73 号）12 条 1 項 1 号の規定により、皇位継承の際、皇位とともに皇嗣が受けた物については課税されない。

4. 国有財産としての皇室財産

皇室財産は、戦後の皇室財産の解体に伴い、純然たる私有財産以外の皇室財産は、すべて普通の国有財産として国に移管されることとなった。

【昭和 22 年に国有財産に払い下げられた皇室財産】

普通の国有財産となったもの		皇室用財産とされたもの	
名 称	土地面積（m ² ）	名 称	土地面積（m ² ）
高輪御料地	11,273	皇居	881,803
常盤松第二御料地	4,513	赤坂離宮	640,764
四谷第二御料地	33,506	常盤松御用邸	19,822
落合御料地	11,242	高輪南町御用邸	39,523
高田第一～第五御料地	215,913	葉山御用邸	130,067
新宿御苑	356,324	沼津御用邸	154,927
紀尾井町第三御料地	9,629	那須御用邸	12,253,914
三番町第一～第三御料地	24,325	京都御所	201,581
喜多見第一御料地	110,906	（大宮、仙洞御所を含む。）	
各府県神社	1,096,826	桂離宮	65,165

日光御用邸及び同水源地	42,613	修学院離宮	569,748
田母沢御用邸及び同附属地	107,085	正倉院	89,994
塩原御用邸	51,168	東宮御仮寓所（建物のみ）	1,243
伊香保御用邸	248,905	下総御料牧場	5,238,123
新冠御料牧場	170,845,118	新浜鴨場	324,145
京都山科第一～第三御料地	10,803	埼玉鴨場	116,142
鎌倉第二御料地	4,680	陵墓	6,561,040
計	174,173,556	計	27,187,192

※平成 28 年 3 月 31 日現在における皇室用財産の土地面積は、19,057,088.98m²となっている。

払い下げを免れた皇室財産は、国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号）3 条 2 項 3 号に規定する国有財産となった。

国有財産法は、13 条 2 項で皇室財産とする目的で寄附若しくは交換により財産を取得し、又は皇室用財産以外の国有財産を皇室財産としようとする場合には、国会の議決を必要とすることとしており、ここでも、皇室と国民の一部との間の財産授受を通じた特別な経済的関係が生じることを防止している。ただし、当該財産の価額が 1 億 5,000 万円以上である場合を除き、一会計年度内に取得する財産の価額の合計額が 15 億円に達するまでの間は、国会の議決を要しないこととなっている。

国会の議決は、国有財産法に基づく国会の議決の案を内閣から提出される。議決案の提出の事例は、以下のとおりである。

国会回次	提 出	衆議院可決	参議院可決	備 考
第 8 回	S25. 7.27	S25. 7.29	S25. 7.30	葉山御用邸附属地の用途廃止
第 9 回	S25.12. 5	S25.12. 7	S25.12. 8	四条帝陵墓の敷地の一部を中学校及び高等学校の用地とする
第 13 回	S27. 4.15	S27. 4.26	S27. 5.16	千代田グラウンドを皇居外苑の一環として整備運営する
第 16 回	S28. 7.16	S28. 7.21	S28. 7.24	正倉院宝物の保存を目的として新築された新宝庫を皇室用財産として管理するため
	S28. 7.16	S28. 7.21	S28. 7.24	皇居内吹上御文庫の増築及び修理のため
第 19 回	S29. 2. 8	S29. 3. 6	S29. 2.26	参議院先議 正倉院保存修理室を皇室用財産として取得するため
第 25 回	S31.11.13	S31.12. 4	S31.12. 3	参議院先議 仮宮殿として使用中の宮内庁庁舎 3 階部分を皇室用財産として取得する等のため
第 26 回	S32. 4. 9	S32. 4.19	S32. 5.15	皇居内仮宮殿及び平河橋の工事等、火災で焼失した京都御所内の小御所の復元のため
第 29 回	S33. 6.18	S33. 7. 8	S33. 7. 4	参議院先議 皇居に参観人休憩所を設置、東宮御所の新築等のため
第 31 回	S34. 2.17	S34. 2.27	S34. 3.13	皇居内の敷地の舗装、正倉院第二新宝庫の新築

				及び皇室用財産としての取得のため
第 34 回	S35. 3.23	S35. 4.15	S35. 4.27	天皇皇后の住居の増築のため
第 40 回	S37. 3.19	S37. 4. 6	S37. 4.23	葉山御用邸の暖房設備の新設、皇居内に生物標本室を新築、皇居付属庭園施設整備計画による建物新築のため
第 43 回	S38. 1.31	S38. 5.23	S38. 2.20	参議院先議 二重橋の架け替え、病院の新設等のため
第 46 回	S39. 2.11	S39. 4. 3	S39. 2.21	参議院先議 厚生省所管の公共用財産の宮内庁への移管のため
第 65 回	S46. 2. 4	S46. 4.22	S46. 2.24	参議院先議 宣仁親王（高松宮）邸の建設用地として大蔵省所管の普通財産を宮内庁所管の皇室用財産に移管するため
第 108 回	S62. 4.28	S62. 5.14	S62. 5.22	故宣仁親王（高松宮）所有の財産を遺贈により皇室用財産として取得するため
第 151 回	H13.2.16	H13.6.7	H13.5.30	参議院先議 環境省が公共用財産として所管する公園である京都御苑の一部に、京都迎賓館を整備するため、内閣府所管の公用財産にするため

V 皇室制度を巡る最近の議論の経緯⁷⁶

1. 天皇陛下のおことばと政府の動き

2016（平成 28）年 7 月 13 日、NHK は、「天皇陛下が…数年内の譲位⁷⁷を望まれて」おり、「天皇陛下自身が広く内外にお気持ちを表す方向で調整が進められている」と報じた⁷⁸。

8 月 8 日、天皇陛下が象徴としての務めについての考えを示されたビデオメッセージ（「象徴としてのお務めについての天皇陛下のおことば」）を公表した。

同日、安倍首相は、「天皇陛下のご心労に思いをいたし、どのようなことができるのか、しっかりと考えていかなければいけないと思っています。」と述べた⁷⁹。

○象徴としてのお務めについての天皇陛下のおことば（要旨）（全文については後掲資料 2 参照）

- ・ 80 歳を越え「これまでのように、全身全霊をもって象徴の務めを果たしていくことが、難しくなるのではないかと案じている」こと。また、「日本の各地、とりわけ遠隔の地や島々への旅」を「天皇の象徴的行為として大切なものと感じてきた」こと。その上で、「天皇の高齢化に伴う対処の仕方が、国事行為や、その象徴としての行為を限りなく縮小していくことには、無理があると思われる」ること。
- ・ 摂政の設置は「天皇が十分にその立場に求められる務めを果たせぬまま、生涯の終わりに至るまで天皇であり続けることに変わりはない」こと。
- ・ 「象徴天皇の務めが常に途切れることなく、安定的に続いていくことをひとえに念じている」こと。

政府は、天皇の公務の負担軽減等について、様々な専門的な知見を有する人々の意見を踏まえた検討を行うため、高い識見を有する人々の参集を求めて、「天皇の公務負担軽減等に関する有識者会議」（以下「有識者会議」という）を設置し、座長に今井敬日本経済団体連合会名誉会長が、座長代理に御厨貴東京大学名誉教授が、それぞれ就任した。

有識者会議は、10 月 17 日の初会合⁸⁰以来、2016 年中に 7 回開催し、11 月 7 日、14 日、30 日には、有識者ヒアリングを行い、16 名の有識者の意見を聴取した。報道によれば、条件付も含め半数を超す 9 人が退位を容認したが、7 人は反対・慎重

⁷⁶ 平成 29 年 6 月 5 日現在。なお、全体の概観については資料 1 参照。

⁷⁷ 「譲位」の語を用いる報道等もあるが、本稿では、国会における「天皇の退位等についての立法府の対応に関する全体会議」等の用例に鑑み「退位」の語を用いることとしている。

⁷⁸ NHK ニュース（2016 年 7 月 13 日 19 時配信）（2016 年 7 月 13 日閲覧、現在リンク切れ）

⁷⁹ 毎日新聞（2016 年 8 月 9 日付）

⁸⁰ 同日の会議に安倍首相が出席し、「今上陛下が現在 82 歳と御高齢であることも踏まえ、公務の負担軽減等を図るため、どのようなことができるのか、今後、様々な専門的な知見を有する方々の御意見もしっかり伺いながら、静かに議論を進めてまいりたい。そうしたことから、今回、識見を有する有識者の皆様にお集まりいただき、御議論をお願いすることとした。」と述べた。（天皇の公務負担軽減等に関する有識者会議（第 1 回）議事概要（平成 28 年 10 月 17 日））

な考えを示し、現在の天皇陛下に限り退位を可能にする特例法制定を容認する専門家は5人にとどまったとのことである⁸¹。

【参考】天皇の公務の負担軽減等に関する有識者会議メンバー

座長	今井 敬	日本経済団体連合会名誉会長
	小幡 純子	上智大学大学院法学研究科教授
	清家 篤	慶應義塾長
座長代理	御厨 貴	東京大学名誉教授
	宮崎 緑	千葉商科大学国際教養学部長
	山内 昌之	東京大学名誉教授

【参考】有識者ヒアリングにおける意見聴取の項目

以下の項目について、ヒアリング対象者から20分程度意見の陳述を受け、10分程度の意見交換を行う。

- ① 日本国憲法における天皇の役割をどう考えるか。
- ② ①を踏まえ、天皇の国事行為や公的行為などの御公務はどうあるべきと考えるか。
- ③ 天皇が御高齢となられた場合において、御負担を軽くする方法として何が考えられるか。
- ④ 天皇が御高齢となられた場合において、御負担を軽くする方法として、憲法第5条に基づき、摂政を設置することについてどう考えるか。
- ⑤ 天皇が御高齢となられた場合において、御負担を軽くする方法として、憲法第4条第2項に基づき、国事行為を委任することについてどう考えるか。
- ⑥ 天皇が御高齢となられた場合において、天皇が退位することについてどう考えるか。
- ⑦ 天皇が退位できるようにする場合、今後のどの天皇にも適用できる制度とすべきか。
- ⑧ 天皇が退位した場合において、その御身位や御活動はどうあるべきと考えるか。

2017（平成29）年1月23日、安倍首相は有識者会議に出席し、「今後の検討に向けた論点の整理（以下「論点整理」という）」を今井座長から受け取った。翌24日、安倍首相は衆参正副議長⁸²に対し、論点整理を提示し、「各党・各会派の議論に際しては、この論点整理もご参考の一つにしていきたい。」と発言した⁸³。

2. 国会での動き

政府内の議論と並行し国会においても、1月16日、衆参正副議長の4者による協議を行い、その後の記者会見で、憲法が天皇の地位を「国民の総意」に基づくと定めていることを念頭に、「全国民の代表機関である立法府が国民の総意を見つけて出すべく努めることは当然の責務」と述べ⁸⁴、19日、衆参正副議長は「天皇の退位等についての立法府の対応に関する全体会議（以下「全体会議」という）」を開き⁸⁵、

⁸¹ 読売新聞夕刊（2016年11月30日付）

⁸² 大島理森衆議院議長、川端達夫衆議院副議長、伊達忠一参議院議長、郡司彰参議院副議長の4者

⁸³ 朝日新聞（2017年1月25日付）

⁸⁴ 朝日新聞（2017年1月17日付）

⁸⁵ この中で伊達参議院議長は「各党の御意見の取りまとめにつきましては、2月の中以降にひとつさせていきたい」と述べた。（天皇の退位等についての立法府の対応に関する全体会議議事録（平成29年1月19日）6頁）

衆参正副議長の下における議論を開始した。

同日 24 日に安倍首相から論点整理を受け取った衆参正副議長は、同日その旨を各党・各会派へ報告し⁸⁶、翌 25 日全体会議を開き、各党・各会派の幹事長や実務者を集め、衆参正副議長の下における議論を進めた⁸⁷。

衆参正副議長は、2 月 20 日に「天皇の退位等についての立法府の対応に関し各政党・各会派からの意見聴取」を行い、各党・各会派から個別に意見を聴取し、それらの意見を 6 項目に整理した⁸⁸。

【参考】各党・各会派の意見を整理した 6 項目⁸⁹

- 〈1〉天皇陛下が退位の意向を示唆された昨年 8 月の「お言葉」の受け止め方
- 〈2〉象徴天皇制についての考え方
- 〈3〉皇位継承の安定性
- 〈4〉退位に対する考え方
- 〈5〉「制度化」か「一代限りか」など退位の法整備のあり方
- 〈6〉その他（議論の進め方や議員立法の是非など）

全体会議は、3 月 2 日以降 5 回開会され⁹⁰、意見を整理した 6 項目について議論を行い、その意見を整理し、15 日には衆参両院議長から『天皇の退位等についての立法府の対応』に関する衆参正副議長による議論のとりまとめ（以下「議論のとりまとめ」という。）を提示し、議論を行い、17 日に衆参正副議長による「議論のとりまとめ（後掲資料 3 参照）」を全体会議としてのとりまとめとすることで了承した。

同日、衆参正副議長は、国会内において、安倍首相に対し、「議論のとりまとめ」及び各党・各会派からの意見を手交した。その際、安倍首相は「政府は、この立法府の総意を厳粛に受け止め、ただちに法案の立案にとりかかり、速やかに法案を国会に提出するよう全力を尽くしたい」と述べた⁹¹。

⁸⁶ 天皇の退位等についての立法府の対応について（内閣総理大臣からの論点整理の提示について各政党・各会派への報告）（平成 29 年 1 月 24 日）議事録 1 頁。併せて、大島衆議院議長から「今後、立法府として、国民の総意を探るために、各政党各会派から個別に意見を聴取し、総意形成に向けて協議を行い、3 月上旬を目途にその取りまとめに努力したい」との会議全体にわたる議論の方針が示された。

⁸⁷ 天皇の退位等についての立法府の対応に関する全体会議（平成 29 年 1 月 25 日）議事録

⁸⁸ 6 項目について議論をする 3 月 2 日の前に、衆参正副議長が手分けをして各党・各会派の幹部と個別に会談し 6 項目について協議する方針を伝えている。

⁸⁹ 読売新聞（2017 年 2 月 28 日付）

⁹⁰ 3 月 13 日には「天皇の退位等についての立法府の対応に関し各政党・各会派からの意見聴取」を行っている。

⁹¹ 読売新聞（2017 年 3 月 18 日付）

3. 天皇の退位に関する法案作成の動き

国会から「議論のとりまとめ」を受けた政府は、有識者会議を再開した。有識者会議は、有識者ヒアリング（第2次）、事務方から「議論のとりまとめ」について説明を聴取するなど更に議論を進め、4月21日「天皇の公務の負担軽減等に関する有識者会議最終報告（最終報告）」を取りまとめた。同日の有識者会議には安倍首相も出席し、今井座長から最終報告（後掲資料4参照）を受け取った⁹²。

【参考】有識者ヒアリング（第2次）における意見聴取の項目

以下の項目について、ヒアリング対象者から20分程度の意見陳述を受け、10分程度の意見交換を行う。

（1）医学的知見について

- ① 高齢者の身体機能の低下はどのように進行し、生活や活動へどのような影響を与えるのか。
- ② 高齢者の身体機能の低下の程度や進度は、個人によってどの程度差があるのか。個人によっては急激に悪化することもあるのか。
- ③ 高齢者の概念について、過去と現在でどのように変化があるか。
また、日本老年学会が75歳以上を高齢者と定義するよう提案したが、どう考えるか。
- ④ 健康寿命の延伸に関する将来的な見通しと高齢者の活動への影響はどのようなものか。

（2）仮に天皇が退位する場合における退位後の称号やお立場等について

- ① 退位した天皇及び後の称号はどのようなものが適当か。
- ② 退位した天皇の敬称はどのようなものが適当か。
- ③ 退位した天皇が、重祚すること、摂政に就任すること、皇室会議の議員に就任することについてどう考えるか。
- ④ 退位した天皇の葬儀は、天皇として崩御した場合と同様、大喪の礼として行うべきか。
- ⑤ 退位した天皇を葬る所は、天皇同様「陵」とするべきか。
- ⑥ 退位した天皇を補佐する機関は、どのようなものが適当か。
- ⑦ 退位した天皇に係る費用は、どのようなものが適当か。
- ⑧ 仮に今上陛下が退位される場合、直系主義をとる現行皇室典範のもとでは、皇太子（皇嗣たる皇子）が存在しないことになるが、皇嗣は皇太子とすべきかどうか。また、その者に係る費用や補佐する機関についてどう考えるべきか。
- ⑨ 上記のほか、仮に天皇が退位する場合に検討すべき事項として他にどのようなものがあるか。

政府は、最終報告を参考にしつつ、法案の立案を進め⁹³、5月19日、「天皇の退位等に関する皇室典範特例法案」を閣議決定し、同日、衆議院へ提出した。

⁹² 天皇の公務の負担軽減等に関する有識者会議（第14回）議事概要6頁

⁹³ 天皇の公務の負担軽減等に関する有識者会議（第14回）議事概要6-7頁

4. 「天皇の退位等に関する皇室典範特例法案」提出後の動き⁹⁴

「天皇の退位等に関する皇室典範特例法案」は5月31日に議院運営委員会に付託され、翌6月1日同委員会において、政府より提案理由の説明を聴取し、質疑、発言の後採決が行われ、全会一致（自由党退席）で可決すべきものと決した。採決後、附帯決議も全会一致（自由党退席）で可決した。

翌2日、衆議院本会議で可決し、参議院へ送付された。

参議院では、6月6日、天皇の退位等に関する皇室典範特例法案特別委員会に付託され、翌7日同委員会において、政府からの提案理由説明及び質疑の後採決が行われ、可決すべきものと決した。採決後、附帯決議も可決した（参議院の附帯決議は、衆議院の附帯決議と同文）。

6月9日、参議院本会議で可決、成立し、同月16日に平成29年法律第63号をもって公布された。

天皇の退位等に関する皇室典範特例法案の概要

この法律は、

- ① 天皇陛下が、昭和64年1月7日の御即位以来28年を超える長期にわたり、国事行為のほか、全国各地への御訪問、被災地のお見舞いをはじめとする象徴としての公的な御活動に精励してこられた中、83歳と御高齢になられ、今後これらの御活動を天皇として自ら続けられることが困難となることを深く案じておられること
 - ② これに対し、国民は、御高齢に至るまでこれらの御活動に精励されている天皇陛下を深く敬愛し、この天皇陛下のお気持ちを理解し、これに共感していること
 - ③ さらに、皇嗣である皇太子殿下は、57歳となられ、これまで国事行為の臨時代行等の御公務に長期にわたり精勤されておられること
- という現下の状況に鑑み、皇室典範第4条の特例として、天皇陛下の退位及び皇嗣の即位を実現するとともに、天皇陛下の退位後の地位その他の退位に伴い必要となる事項を定めるものとする（第1条）

1. 天皇の退位及び皇嗣の即位

天皇は、この法律の施行の日限り、退位し、皇嗣が、直ちに即位するものとする（第2条）

2. 上皇及び上皇后

(1) 上皇（第3条）

- ① 退位した天皇は、上皇とするものとする（第1項）
- ② 上皇の敬称は陛下とするとともに、上皇の身分に関する事項の登録、喪儀及び陵墓については、天皇の例によるものとする（第2項・第3項）
- ③ 上皇に関しては、②の事項のほか、皇位継承資格及び皇室会議の議員資格に関する事項を除き、皇室典範に定める事項については、皇族の例によるものとする（第4項）

(2) 上皇后（第4条）

- ① 上皇の後は、上皇后とするものとする（第1項）
- ② 上皇后に関しては、皇室典範に定める事項については、皇太后の例によるものとする

⁹⁴ 参議院以降の経過については、本衆憲資の作成・配付後に加筆・整理した。

る（第2項）

（3）他法令の適用・事務をつかさどる組織（附則第4条・附則第5条・附則第11条）

上皇及び上皇后の日常の費用等には内廷費を充てること等（附則第4条・附則第5条）とし、上皇に関する事務を遂行するため、宮内庁に、上皇職並びに上皇侍従長及び上皇侍従次長（特別職）を置くものとする（附則第11条）

3. 皇位継承後の皇嗣

① この法律による皇位の継承に伴い皇嗣となった皇族に関しては、皇室典範に定める事項については、皇太子の例によるものとする（第5条）

② ①の皇嗣となった皇族の皇族費は定額の3倍に増額すること等（附則第6条）とし、①の皇嗣となった皇族に関する事務を遂行するため、宮内庁に、皇嗣職及び皇嗣職大夫（特別職）を置くものとする（附則第11条）

4. 皇室典範の一部改正

皇室典範附則に「この法律の特例として天皇の退位について定める天皇の退位等に関する皇室典範特例法は、この法律と一体を成すものである」との規定を新設するものとする（附則第3条）

5. その他

（1）贈与税の非課税等（附則第7条）

この法律による皇位の継承があった場合において皇室経済法第7条の規定により皇位とともに皇嗣が受けた物については、贈与税を課さないものとする

（2）意見公募手続等の適用除外（附則第8条）

この法律による皇位の継承に伴い元号を改める政令等を定める行為については、行政手続法第6章の規定は、適用しないものとする

（3）国民の祝日に関する法律の一部改正（附則第10条）

国民の祝日である天皇誕生日を「12月23日」から「2月23日」に改めるものとする

6. 施行期日・失効規定

① この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。当該政令を定めるに当たっては、内閣総理大臣は、あらかじめ、皇室会議の意見を聴かなければならないものとする（附則第1条）

② この法律は、この法律の施行の日以前に皇室典範第4条の規定による皇位の継承があったときは、その効力を失うものとする（附則第2条）

天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議

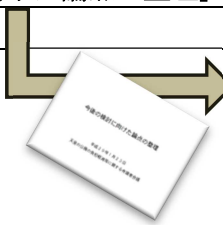
一 政府は、安定的な皇位継承を確保するための諸課題、女性宮家の創設等について、皇族方の御年齢からしても先延ばしすることはできない重要な課題であることに鑑み、本法施行後速やかに、皇族方の御事情等を踏まえ、全体として整合性が取れるよう検討を行い、その結果を、速やかに国会に報告すること。

二 一の報告を受けた場合においては、国会は、安定的な皇位継承を確保するための方策について、「立法府の総意」が取りまとめられるよう検討を行うものとする。

三 政府は、本法施行に伴い元号を改める場合においては、改元に伴って国民生活に支障が生ずることがないようにするとともに、本法施行に関連するその他の各般の措置の実施に当たっては、広く国民の理解が得られるものとなるよう、万全の配慮を行うこと。
右決議する。

天皇の退位に関する政府及び国会の主な動き

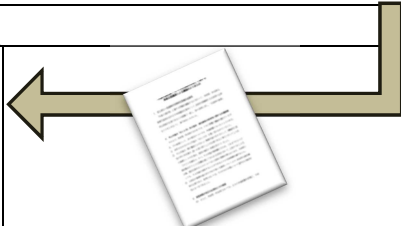
	政府の動き	国会の動き
平成 28 年 7 月 13 日(月)	NHK により天皇陛下が数年内の退位を望まれている旨報じられる。	
8 月 8 日 (月)	天皇陛下による「象徴としてのお務めについての天皇陛下のおことば」のビデオメッセージが報じられる。	
9 月 23 日 (金)	天皇の公務の負担軽減等に関する有識者会議発足	
10 月 17 日 (月)	有識者会議（第 1 回） ・座長の選任 ・内閣総理大臣挨拶 ・会議の運営について ・自由討議 ・皇室制度関係資料の説明	
10 月 27 日 (木)	有識者会議（第 2 回） ・有識者ヒアリングの実施について ・資料説明 ・自由討議	
11 月 7 日 (月)	有識者会議（第 3 回） ○ヒアリング対象者からのヒアリング ・平川 祐弘 東京大学名誉教授 ・古川 隆久 日本大学教授 ・保阪 正康 ノンフィクション作家 ・大原 康男 國學院大學名誉教授 ・所 功 京都産業大学名誉教授	
11 月 14 日 (月)	有識者会議（第 4 回） ○有識者ヒアリング ・渡部 昇一 上智大学名誉教授 ・岩井 克己 ジャーナリスト ・笠原 英彦 慶應義塾大学教授 ・櫻井よしこ ジャーナリスト ・石原 信雄 元内閣官房副長官 ・今谷 明 帝京大学特任教授	
11 月 30 日 (水)	有識者会議（第 5 回） ○有識者ヒアリング ・八木 秀次 麗澤大学教授 ・百地 章 国士舘大学大学院客員教授 ・大石 眞 京都大学大学院教授 ・高橋 和之 東京大学名誉教授 ・園部 逸夫 元最高裁判所判事	
12 月 7 日	有識者会議（第 6 回）	平成 29 年 1 月 16 日（月） 衆参正副議長による協議が行われ、天皇

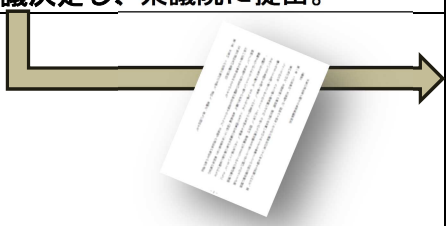
(水)	・有識者ヒアリングで表明された意見について ・自由討議	陛下の退位を巡る法整備について、衆参合同で与野党の議論を進めることを決め、19日に各会派の代表者を集めて、それぞれの主張をまとめるよう要請することとした⁹⁵。 1月19日(木) 「天皇の退位等についての立法府の対応に関する全体会議」 天皇の退位等についての立法府の対応について、衆参正副議長から各党各会派の幹事長等に対し、各党各会派からの意見聴取のあり方について説明をした後、意見を聴取した。
12月14日(水)	有識者会議(第7回) ・資料の説明 ・自由討議	
平成29年1月11日(水)	有識者会議(第8回) ・自由討議	
1月23日(月)	有識者会議(第9回) ・今後の検討に向けた論点の整理 ・内閣総理大臣挨拶 ○今井座長から安倍首相へ「今後の検討に向けた論点の整理」を手交。	
1月24日(火)		「天皇の退位等についての立法府の対応について」(内閣総理大臣からの論点整理の提示) 安倍首相から衆参正副議長に対し、「今後の検討に向けた論点の整理」について提示があり、「議論の参考としていただきたい」と要請 ⁹⁶ 。
		「天皇の退位等についての立法府の対応について」(内閣総理大臣からの論点整理の提示について各政党・各会派への報告) 衆参正副議長が各政党・各会派の代表者に対し内閣総理大臣から提示があった旨の報告を行った後、意見を聴取した。
1月25日(水)		「天皇の退位等についての立法府の対応に関する全体会議」 有識者会議の取りまとめた「論点整理」について、菅内閣官房長官及び山崎内閣総務官(皇室典範改正準備室長)から説明を聴取した後、質疑を行う。
2月20日(月)		天皇の退位等についての立法府の対応に関し各政党・各会派からの意見聴取
2月27日(月)		衆参正副議長が、各党各会派と個別に会談し、以下の6項目について協議する方針を伝える ⁹⁷ 。 ①天皇陛下が退位の意向を示唆された昨年8月の「お言葉」の受け止め方 ②象徴天皇制についての考え方 ③皇位継承の安定性 ④退位に対する考え方 ⑤「制度化」か「一代限りか」など退位の法整備のあり方 ⑥その他(議論の進め方や議員立法の是非など)
3月2日(木)		「天皇の退位等についての立法府の対応に関する全体会議」 上記6項目のうち、①～④について協議を行う。
3月3日(金)		「天皇の退位等についての立法府の対応に関する全体会議」 上記6項目のうち、⑤・⑥について協議を行う。

⁹⁵ 日本経済新聞(2017年1月17日付)

⁹⁶ 日本経済新聞(2017年1月25日付)

⁹⁷ 読売新聞(2017年2月28日付)

3月8日 (水)		「天皇の退位等についての立法府の対応に関する全体会議」 2日、3日の全体会議における各党各会派からの意見を衆参正副議長で整理した資料をもとに議論を行う。
3月13日 (月)		「天皇の退位等についての立法府の対応に関し各政党・各会派からの意見聴取」 衆参正副議長は、各党各会派から天皇の退位等についての立法府の対応について個別に意見聴取した。
3月15日 (水)		「天皇の退位等についての立法府の対応に関する全体会議」 衆参正副議長は「議論のとりまとめ」を提示し、意見を聴取した。
3月17日 (金)		「天皇の退位等についての立法府の対応に関する全体会議」 各党から意見を聞いた後、大島議長は「(安倍首相に対し)「議論のとりまとめ」を、我々四者の認識として、立法府の総意として厳粛に受け止め、直ちに法律案の立案に着手し、誠実に立案作業を行うとともに、法律案の骨子ができ上がった段階において、当該要綱を全体会議に提示していただき、そこで確認を経た後、速やかに国会に提出するよう、強く申し上げさせていたいただきたい」と発言。 「天皇の退位等についての立法府の対応について」(内閣総理大臣への議論のとりまとめの手交) 衆参正副議長は、安倍首相に「議論のとりまとめ」及び各党各会派からの意見を手交した。
3月22日 (水)	有識者会議（第10回） ○有識者ヒアリング（第2次） ・秋下 雅弘 東京大学大学院教授 ・本郷 恵子 東京大学史料編纂所教授 ・君塚 直隆 関東学院大学教授 ・新田 均 皇學館大学現代日本社会学部長	
4月4日 (火)	有識者会議（第11回） ・有識者ヒアリング（第2次）で表明された意見について ・自由討議	
4月6日 (木)	有識者会議（第12回） ・自由討議	
4月13日 (木)	有識者会議（第13回） ・自由討議	
4月21日 (金)	有識者会議（第14回） ・天皇の公務の負担軽減等に関する有識者会議最終報告について ・内閣総理大臣挨拶 ○今井座長から安倍首相へ「最終報告書」を手交	
5月10日 (水)		「天皇の退位等についての立法府の対応に関する全体会議」 に、政府側から菅官房長官

		が出席し、「天皇の退位等に関する皇室典範特例法」の要綱を提示した。 会議の中で大島議長は「静ひつつかつ迅速な議論を行い、何としてもこの国会中に立法府としての結論を出していただきたい」と述べた。														
5月19日 (金)	「天皇の退位等に関する皇室典範特例法案」を閣議決定し、衆議院に提出。															
		＜国会での審議＞ <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">衆議院</td><td>5月31日</td><td>議院運営委員会に付託</td></tr> <tr> <td>6月1日</td><td>委員会で採決、附帯決議</td></tr> <tr> <td>6月2日</td><td>本会議で採決</td></tr> <tr> <td rowspan="3">参議院</td><td>6月6日</td><td>天皇の退位等に関する皇室典範特例法案特別委員会に付託</td></tr> <tr> <td>6月7日</td><td>委員会で採決、附帯決議</td></tr> <tr> <td>6月9日</td><td>本会議で採決、成立</td></tr> </table>	衆議院	5月31日	議院運営委員会に付託	6月1日	委員会で採決、附帯決議	6月2日	本会議で採決	参議院	6月6日	天皇の退位等に関する皇室典範特例法案特別委員会に付託	6月7日	委員会で採決、附帯決議	6月9日	本会議で採決、成立
衆議院	5月31日	議院運営委員会に付託														
	6月1日	委員会で採決、附帯決議														
	6月2日	本会議で採決														
参議院	6月6日	天皇の退位等に関する皇室典範特例法案特別委員会に付託														
	6月7日	委員会で採決、附帯決議														
	6月9日	本会議で採決、成立														
6月16日(金)	「天皇の退位等に関する皇室典範特例法」公布（平成29年法律第63号）															

象徴としてのお務めについての天皇陛下のおことば

(平成 28 年 8 月 8 日)

戦後 70 年という大きな節目を過ぎ、2 年後には、平成 30 年を迎えます。

私も 80 を越え、体力の面などから様々な制約を覚えることもあり、ここ数年、天皇としての自らの歩みを振り返るとともに、この先の自分の在り方や務めにつき、思いを致すようになりました。

本日は、社会の高齢化が進む中、天皇もまた高齢となった場合、どのような在り方が望ましいか、天皇という立場上、現行の皇室制度に具体的に触れることは控えながら、私が個人として、これまでに考えて来たことを話したいと思います。

即位以来、私は国事行為を行うと共に、日本国憲法下で象徴と位置づけられた天皇の望ましい在り方を、日々模索しつつ過ごして来ました。伝統の継承者として、これを守り続ける責任に深く思いを致し、更に日々新たになる日本と世界の中であって、日本の皇室が、いかに伝統を現代に生かし、いきいきとして社会に内在し、人々の期待に応えていくかを考えつつ、今日に至っています。

そのような中、何年か前のことになりますが、2 度の外科手術を受け、加えて高齢による体力の低下を覚えるようになった頃から、これから先、従来のように重い務めを果たすことが困難になった場合、どのように身を処していくことが、国にとり、国民にとり、また、私のあとを歩む皇族にとり良いことであるかにつき、考えるようになりました。既に 80 を越え、幸いに健康であるとは申せ、次第に進む身体の衰えを考慮する時、これまでのように、全身全霊をもって象徴の務めを果たしていくことが、難しくなるのではないかと案じています。

私が天皇の位についてから、ほぼ 28 年、この間私は、我が国における多くの喜びの時、また悲しみの時を、人々と共に過ごして来ました。私はこれまで天皇の務めとして、何よりもまず国民の安寧と幸せを祈ることを大切に考えて来ましたが、同時に事にあたっては、時として人々の傍らに立ち、その声に耳を傾け、思いに寄り添うことも大切なことと考えて来ました。天皇が象徴であると共に、国民統合の象徴としての役割を果たすためには、天皇が国民に、天皇という象徴の立場への理解を求めると共に、天皇もまた、自らのありように深く心し、国民に対する理解を深め、常に国民と共にある自覚を自らの内に育てる必要を感じて来ました。こうした意味において、日本の各地、とりわけ遠隔

の地や島々への旅も、私は天皇の象徴的行為として、大切なものと感じて来ました。皇太子の時代も含め、これまで私が皇后と共に^{おこな}行^{おこな}って来たほぼ全国に及ぶ旅は、国内のどこにおいても、その地域を愛し、その共同体を地道に支える^{しせい}市井の人々のあることを私に認識させ、私がこの認識をもって、天皇として大切な、国民を思い、国民のために祈るという務めを、人々への深い信頼と敬愛をもってなし得たことは、幸せなことでした。

天皇の高齢化に伴う対処の仕方が、国事行為や、その象徴としての行為を限りなく縮小していくことには、無理があろうと思われます。また、天皇が未成年であったり、重病などによりその機能を果たし得なくなった場合には、天皇の行為を代行する摂政を置くことも考えられます。しかし、この場合も、天皇が十分にその立場に求められる務めを果たせぬまま、生涯の終わりに至るまで天皇であり続けることに変わりはありません。

天皇が健康を損ない、深刻な状態に立ち至った場合、これまでも見られたように、社会が停滞し、国民の暮らしにも様々な影響が及ぶことが懸念されます。更にこれまでの皇室のしきたりとして、天皇の終焉^{もうが}に当たっては、重い^{もが}殯の行事が連日ほぼ2ヶ月にわたって続き、その後喪儀^{そうぎ}に関連する行事が、1年間続きます。その様々な行事と、新時代に関わる諸行事が同時に進行することから、行事に関わる人々、とりわけ残される家族は、非常に厳しい状況下に置かれざるを得ません。こうした事態を避けることは出来ないものだろうかとの思いが、胸に去来することもあります。

始めにも述べましたように、憲法の下^{もと}、天皇は国政に関する権能を有しません。そうした中で、このたび我が国の長い天皇の歴史を改めて振り返りつつ、これからも皇室がどのような時にも国民と共にあり、相たずさえてこの国の未来を築いていけるよう、そして象徴天皇の務めが常に途切れることなく、安定的に続いていくことをひとえに念じ、ここに私の気持ちをお話しいたしました。

国民の理解を得られることを、切に願っています。

(宮内庁 HP より)

「天皇の退位等についての立法府の対応」に関する 衆参正副議長による議論のとりまとめ

1. はじめに一立法府の主体的な取組の必要性

「天皇の退位等」に関する問題を議論するに当たって、各政党・各会派は、象徴天皇制を定める日本国憲法を基本として、国民代表機関たる立法府の主体的な取組が必要であるとの認識で一致し、我々四者に対し、「立法府の総意」をとりまとめるべく、御下命をいただいた。

2. 今上天皇の「おことば」及び退位・皇位継承の安定性に関する共通認識

その上で、各政党・各会派におかれては、ともに真摯に議論を重ねていただき、その結果として、次の諸点については、共通認識となったところである。

- ① 昨年8月8日の今上天皇の「おことば」を重く受け止めていること。
- ② 今上天皇が、現行憲法にふさわしい象徴天皇の在り方として、積極的に国民の声に耳を傾け、思いに寄り添うことが必要であると考えて行ってこられた象徴としての行為は、国民の幅広い共感を受けていること。

このことを踏まえ、かつ、今上天皇が御高齢になられ、これまでのように御活動を行うことに困難を感じておられる状況において、上記の「おことば」以降、退位を認めることについて広く国民の理解が得られており、立法府としても、今上天皇が退位することができるように立法措置を講ずること。

- ③ 上記②の象徴天皇の在り方を今後とも堅持していく上で、安定的な皇位継承が必要であり、政府においては、そのための方策について速やかに検討を加えるべきであること。

3. 皇室典範の改正の必要性和その概要

- (1) さらに、各政党・各会派においては、以上の共通認識を前提に、今回

の天皇の退位及びこれに伴う皇位の継承に係る法整備に当たっては、憲法上の疑義が生ずることがないようにすべきであるとの観点から、皇室典範の改正が必要であるという点で一致したところである。

- (2) その具体的な書き方については、「天皇の退位については皇室典範の本則に規定すべきである」との強い主張もあったが、我々四者としては、そのような主張の趣旨をも十分に踏まえながら、①国民の意思を代表する国会が退位等の問題について明確に責任を持って、その都度、判断すべきこと、②これにより、象徴天皇制が国民の総意に基づくものとして一層国民の理解と共感を得ることにつながる事等といった観点から、皇室典範の附則に特例法と皇室典範の関係を示す規定を置いた上で、これに基づく退位の具体的措置等については、皇室典範の特例法であることを示す題名の法律（以下単に「特例法」という。）で規定するのがよいと考えた次第である。

具体的には、皇室典範の附則に、次のような趣旨の規定を置き、この下で特例法を定めるものとするのが考えられるのではないかと。

この法律の特例として天皇の退位について定める天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成 29 年法律第 号）は、この法律と一体をなすものである。

この規定により、①憲法第 2 条違反との疑義が払拭されること、②退位は例外的措置であること、③将来の天皇の退位の際の先例となり得ることが、明らかになるものと考えられる。

4. 特例法の概要

特例法においては、以下のような趣旨の規定を置くことが適当ではないかと。

(1) 今上天皇の退位に至る事情等に関する規定に盛り込むべき事項

① 今上天皇の象徴天皇としての御活動と国民からの敬愛

昨年8月8日の「おことば」は、国民の間で広く深い敬愛をもって受け止められていること。また、今上天皇は、在位28年余の間、象徴としての行為を大切にしてこられ、これに対する国民の幅広い共感を受けていること。

② 今上天皇・皇太子の現況等

今上天皇が高齢であること。皇太子は、今上天皇が即位された年齢を越え、長年、国事行為の臨時代行等を務めてこられたこと。

③ 今上天皇の「おことば」とその発表以降の退位に関する国民の理解と共感

今上天皇の退位については、従来のようにお務めを果たすことに困難を感じておられる状況において、昨年8月8日の「おことば」が発表されて以降、そのお気持ちが広く国民に理解され、共感が形成されていること。立法府においても、その必要性が共通認識となっていること。

(2) 今上天皇の退位とこれに伴う皇位継承に関する規定

※ 今上天皇の退位の時期の決定手続における皇室会議の関与の在り方については、国会における法案審議等を踏まえ、各政党・各会派間において協議を行い、附帯決議に盛り込むこと等を含めて結論を得よう努力するものとする。

(3) 退位後の天皇の御身位、敬称、待遇等及び皇嗣に係る事項に関する特例規定

退位後の今上天皇の補佐体制その他の退位に伴う諸事項（宮内庁法、皇室経済法等）の法整備を含む。

※ 「退位した天皇の呼称など」「皇嗣の呼称など」及び「その他」に関する項目（別紙参照）については、上記の法整備に係る検討項目の中に含まれている。

以上のような法形式をとることにより、国権の最高機関たる国会が、特例法の制定を通じて、その都度、諸事情を勘案し、退位の是非に関する国民の受け止め方を踏まえて判断することが可能となり、恣意的な退位や強制的な退位を避けることができることとなる一方、これが先例となって、将来の天皇の退位の際の考慮事情としても機能し得るものとする。

5. 安定的な皇位継承を確保するための方策についての検討及び国会報告について

安定的な皇位継承を確保するための女性宮家の創設等については、政府において、今般の「皇室典範の附則の改正」及び「特例法」の施行後速やかに検討すべきとの点において各政党・各会派の共通認識に至っていたが、その検討結果の国会報告の時期については、「明示することは困難である」とする主張と「1年を目途とすべきである」とする主張があり、国会における法案審議等を踏まえ、各政党・各会派間において協議を行い、附帯決議に盛り込むこと等を含めて合意を得るよう努力していただきたい。

6. おわりに一政府に対する要請

各政党・各会派においては、いずれも「退位に係る立法措置は今国会で成立させるべき」との思いを共有している。

したがって、政府においては、以上に述べた「立法府の総意」を厳粛に受け止め、直ちに法律案の立案に着手し、誠実に立案作業を行うとともに、法律案の骨子を事前に各政党・各会派に説明しつつ、法律案の要綱が出来上がった段階において、当該要綱を「全体会議」に提示していただき、そこで確認を経た後、速やかに国会に提出することを強く求めるものである。

天皇の退位に関連して検討を要する主な法律の規定

一 皇室典範の関連規定

- 1 退位後の天皇を皇族の範囲に含めることの要否：第5条〔皇族の範囲〕、第11条〔皇族の身分の離脱〕
- 2 退位後の天皇を皇位継承者・摂政就任者に含めることの要否：第2条〔皇位継承の順位〕、第17条〔摂政就任の資格及び順位〕
- 3 退位後の天皇の呼称：第5条〔皇族の範囲〕
- 4 退位後の天皇の敬称：第23条〔敬称〕
- 5 天皇の退位に係る儀式の要否：第24条〔即位の礼〕
- 6 退位後の天皇が崩じたときの礼：第25条〔大喪の礼〕
- 7 退位後の天皇が崩じたときの陵墓：第27条〔陵墓〕
- 8 退位後の天皇の皇室会議の議員の就任制限の要否：第28条〔皇室会議の議員〕
- 9 今上天皇の退位後の文仁親王（秋篠宮）殿下に関連する規定
 - ① 呼称：第8条〔皇太子・皇太孫〕
 - ② 皇族の身分の離脱制限の要否：第11条〔皇族の身分の離脱〕

二 皇室典範以外の法律の関連規定

- 1 退位後の天皇の皇室費の定め（文仁親王殿下についても同様）：皇室経済法第4条〔内廷費〕、第5条〔宮廷費〕、第6条〔皇族費〕、皇室経済法施行法第7条〔内廷費の定額〕、第8条〔皇族費の定額〕
 - 2 退位後の天皇の国会の個別的議決不要の財産授受に関する一定価額の定め（文仁親王殿下についても同様）：皇室経済法施行法第2条
 - 3 退位後の天皇を補佐する宮内庁の組織及び人員等（文仁親王殿下についても同様）：宮内庁法第3条〔部の設置〕、第4条〔侍従職〕、第6条〔東宮職の事務〕、国家公務員法第2条（一般職及び特別職）、特別職の職員の給与に関する法律第1条（目的及び適用範囲）、別表第一、行政機関の職員の定員に関する法律第1条（定員の総数の最高限度）、警察法第29条（皇宮警察本部）、第69条（皇宮護衛官の階級、職務等）
 - 4 国民の祝日に関する法律第2条に定める天皇誕生日の改正
 - 5 三種の神器等に係る贈与税の非課税等：相続税法第12条（相続税の非課税財産）、第21条の3（贈与税の非課税財産）、関税定率法第14条第1号（無条件免税）
 - 6 退位後の天皇に対する刑法の名誉毀損罪・侮辱罪の告訴権者：刑法第232条（親告罪）
 - 7 退位後の天皇の住居に関する小型無人機等の飛行禁止区域の改正の要否：国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第2条（定義）
 - 8 退位後の天皇の検察審査員の就任制限の要否：検察審査会法第6条
- ※ 元号法に基づく政令による元号の改め

（衆議院HPより）

天皇の公務の負担軽減等に関する有識者会議 最終報告 概要

はじめに

- ◇ 昨年10月以来14回の会合を開き、皇室制度、歴史、憲法、医学などの専門家20人から幅広く意見を伺い、議論を重ねた。
- ◇ この最終報告は、本年1月の中間的な論点整理を経て、当会議での議論を最終的に取りまとめたもの。

I 最終報告の取りまとめに至る経緯

- ◇ 本年1月、論点整理を取りまとめ、公表し、国民の理解と関心が深まった。
- ◇ 本年3月、衆参正副議長による議論のとりまとめが政府に伝えられ、総理より、厳粛に受け止め速やかに法案を国会に提出する旨の発言があった。当会議は、これを踏まえ、退位後のお立場や称号等の残された法律上の措置を要する課題等について、議論を進めた。

II 退位後のお立場等

検討に当たっては、皇室の制度が長い歴史と伝統を有することを十分に踏まえること、日本国憲法における天皇の位置付けに鑑み、国民の理解と支持が得られるものとする、象徴や権威の二重性などの弊害を生じさせないようにすることに留意することが必要。

1 退位後の天皇及びその後の称号

(1) 退位後の天皇

退位後の天皇の称号として定着してきた歴史と、象徴・権威の二重性回避の観点を踏まえ、現行憲法の下において象徴天皇であった方を表す新たな称号として、「上皇」とする。

(2) 退位後の天皇の後

天皇陛下と常に御活動を共にされてきた皇后陛下にふさわしい称号となるよう、「上皇」という新たな称号と一対になる称号として、「上皇后」とする。

2 退位後の天皇及びその後の敬称

天皇、皇后、太皇太后、皇太后との整合性から「陛下」とする。

3 退位後の天皇の皇位継承資格の有無

御公務の継続が将来的に困難となるという退位の理由を踏まえ、有しないこととする。

4 退位後の天皇及びその後の摂政・臨時代行就任資格の有無

(1) 退位後の天皇

御公務の継続が将来的に困難となるという退位の理由を踏まえ、象徴や権威の二重性の問題が生じる可能性を回避するため、有しないこととする。

(2) 退位後の天皇の後

皇后、太皇太后、皇太后との整合性から就任することを妨げないこととする。

5 退位後の天皇及びその後の皇室会議議員就任資格の有無

(1) 退位後の天皇

御公務の継続が将来的に困難となるという退位の理由を踏まえ、象徴や権威の二重性の問題が生じる可能性を回避するため、有しないこととする。

(2) 退位後の天皇の後

皇后、太皇太后、皇太后との整合性から就任することを妨げないこととする。

6 退位後の天皇及びその後の皇籍離脱の可否

天皇、皇后、皇太子、皇太子妃との整合性や、象徴としてお務めを果たされた天皇とその後のふさわしいあり方に鑑み、離脱することはないものとする。

7 退位後の天皇が崩御した場合における大喪の礼の実施の有無

天皇の御喪儀と同様、国の儀式とすることが適当であることから、大喪の礼を行うこととする。

8 退位後の天皇及びその後の陵墓

歴史上、退位の有無にかかわらず全ての天皇が「陵」であることや、皇后、太皇太后、皇太后との整合性から「陵」とする。

III 退位後の天皇及びその後の事務をつかさどる組織

- ◇ かつて「皇太后宮職」が置かれた経緯や歴史上の例を踏まえ、独立した組織を設ける。
- ◇ 組織の名称は「上皇職」とし、「上皇侍従長」及び「上皇侍従次長」を置く。

IV 退位後の天皇及びその後に係る費用等

1 退位後の天皇及びその後に係る費用

太皇太后、皇太后の日常の費用は内廷費から支出されていることに鑑み、内廷費から支出する。

2 天皇の退位に伴い承継される由緒物への課税の有無

相統でも退位でも、皇位継承に伴う由緒物の承継であることには変わりはないことから、相統税の場合と同様に贈与税も非課税とする。

V 退位後の天皇の御活動のあり方

- ◇ 「陛下が象徴としてなされてきた行為については、基本的に全て新天皇にお譲りになることになるものと理解している」との宮内庁の整理が適切である。

VI 皇子ではない皇位継承順位第一位の皇族の称号等

今上陛下の退位が実現し、皇太子徳仁親王殿下が即位した場合、皇室典範上、文仁親王殿下は皇位継承順位第一位の皇族として「皇嗣」となられるが、皇位継承順位第一位というお立場の重要性や御活動の拡大等に伴い、それにふさわしいお立場のあり方を考える必要がある。

1 称号

「秋篠宮家」が30年近く国民に広く親しまれてきたことを踏まえれば、文仁親王殿下については、「皇太子」などの特別の称号を定めることとはせず、「秋篠宮家」の当主としてのお立場を維持していただくことが適当である。

その際には、文仁親王殿下が皇室典範上の「皇嗣」として皇位継承順位第一位であることが広く対外的にも明確となるよう、「皇嗣殿下」などとお呼びすることが考えられる。

2 事務をつかさどる組織

新たに「皇嗣職」を設け、「皇嗣職大夫」を置く。

3 皇室経済法上の経費区分

皇族費の額を摂政同様定額(※)の3倍に相当する額に増額する。

※現在の定額は3,050万円であり、その3倍に相当する額は9,150万円である。

4 その他

皇籍離脱や摂政となる順位等について、皇太子と同様の特例を適用する。

おわりに

- ◇ 今回、今上陛下の退位が実現され、皇太子徳仁親王殿下が新たな天皇に即位されることとなれば、皇族数の減少に対してどのような対策を講じるかは一層先延ばしのできない課題となってくる。
- ◇ 国民が期待する象徴天皇の役割が十全に果たされ、皇室の御活動が維持されていくためには、皇族数の減少に対する対策について速やかに検討を行うことが必要であり、今後、政府を始め、国民各界各層において議論が深められていくことを期待したい。

●日本国憲法（抄）

第一章 天皇

〔天皇の地位と主権在民〕

第一条 天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基づく。

〔皇位の世襲〕

第二条 皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。

〔内閣の助言と承認及び責任〕

第三条 天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。

〔天皇の権能と権能行使の委任〕

第四条 天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない。

② 天皇は、法律の定めるところにより、その国事に関する行為を委任することができる。

〔摂政〕

第五条 皇室典範の定めるところにより摂政を置くときは、摂政は、天皇の名でその国事に関する行為を行ふ。この場合には、前条第一項の規定を準用する。

〔天皇の任命行為〕

第六条 天皇は、国会の指名に基いて、内閣総理大臣を任命する。

② 天皇は、内閣の指名に基いて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。

〔天皇の国事行為〕

第七条 天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。

- 一 憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。
- 二 国会を召集すること。
- 三 衆議院を解散すること。
- 四 国会議員の総選挙の施行を公示すること。
- 五 国务大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免並びに全権委任状及び大使及び公使の信任状を認証すること。
- 六 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を認証すること。
- 七 栄典を授与すること。
- 八 批准書及び法律の定めるその他の

外交文書を認証すること。

九 外国の大使及び公使を接受すること。

十 儀式を行ふこと。

〔財産授受の制限〕

第八条 皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が、財産を譲り受け、若しくは賜与することは、国会の議決に基かなければならない。

第七章 財政

〔皇室財産及び皇室費用〕

第八十八条 すべて皇室財産は、国に属する。すべて皇室の費用は、予算に計上して国会の議決を経なければならない。

●大日本帝国憲法（抄）

第一章 天皇

第一条 大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス

第二条 皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇男子孫之ヲ繼承ス

第三条 天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス

第四条 天皇ハ國ノ元首ニシテ統治權ヲ總攬シ此ノ憲法ノ條規ニ依リ之ヲ行フ

第五条 天皇ハ帝國議會ノ協贊ヲ以テ立法權ヲ行フ

第六条 天皇ハ法律ヲ裁可シ其ノ公布及執行ヲ命ス

第七条 天皇ハ帝國議會ヲ召集シ其ノ開會閉會停會及衆議院ノ解散ヲ命ス

第八条 天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄ヲ避クル爲緊急ノ必要ニ由リ帝國議會閉會ノ場合ニ於テ法律ニ代ルヘキ勅令ヲ發ス

② 此ノ勅令ハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出スヘシ若議會ニ於テ承諾セサルトキハ政府ハ將來ニ向テ其ノ効力ヲ失フコトヲ公布スヘシ

第九条 天皇ハ法律ヲ執行スル爲ニ又ハ公共ノ安寧秩序ヲ保持シ及臣民ノ幸福ヲ増進スル爲ニ必要ナル命令ヲ發シ又ハ發セシム但シ命令ヲ以テ法律ヲ變更スルコトヲ得ス

第十条 天皇ハ行政各部ノ官制及文武官ノ俸給ヲ定メ及文武官ヲ任免ス但シ此ノ憲法又ハ他ノ法律ニ特例ヲ掲ケタルモノハ各々其ノ條項ニ依ル

第十一条 天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス

第十二条 天皇ハ陸海軍ノ編制及常備兵

額ヲ定ム

第十三條 天皇ハ戰ヲ宣シ和ヲ講シ及諸般ノ條約ヲ締結ス

第十四條 天皇ハ戒嚴ヲ宣告ス

② 戒嚴ノ要件及効力ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第十五條 天皇ハ爵位勲章及其ノ他ノ榮典ヲ授與ス

第十六條 天皇ハ大赦特赦減刑及復權ヲ命ス

第十七條 攝政ヲ置クハ皇室典範ノ定ムル所ニ依ル

② 攝政ハ天皇ノ名ニ於テ大權ヲ行フ

第七章 補則

第七十四條 皇室典範ノ改正ハ帝國議會ノ議ヲ經ルヲ要セス

② 皇室典範ヲ以テ此ノ憲法ノ條規ヲ變更スルコトヲ得ス

第七十五條 憲法及皇室典範ハ攝政ヲ置クノ間之ヲ變更スルコトヲ得ス

●皇室典範（昭和 22 年法律第 3 号）

第一章 皇位繼承

〔男系主義〕

第一条 皇位は、皇統に属する男系の男子が、これを繼承する。

〔順位〕

第二条 皇位は、左の順序により、皇族に、これを伝える。

- 一 皇長子
- 二 皇長孫
- 三 その他の皇長子の子孫
- 四 皇次子及びその子孫
- 五 その他の皇子孫
- 六 皇兄弟及びその子孫
- 七 皇伯叔父及びその子孫

② 前項各号の皇族がないときは、皇位は、それ以上で、最近親の系統の皇族に、これを伝える。

③ 前二項の場合においては、長系を先にし、同等内では、長を先にする。

〔順序の変更〕

第三条 皇嗣に、精神若しくは身体の不治の重患があり、又は重大な事故があるときは、皇室會議の議により、前条に定める順序に従つて、皇位繼承の順序を変えることができる。

〔即位〕

第四条 天皇が崩じたときは、皇嗣が、直ちに即位する。

第二章 皇族

〔皇族の範囲〕

第五条 皇后、太皇太后、皇太后、親王、親王妃、内親王、王、王妃及び女王を皇族とする。

〔親王・内親王・王・女王〕

第六条 嫡出の皇子及び嫡男系嫡出の皇孫は、男を親王、女を内親王とし、三世以下の嫡男系嫡出の子孫は、男を王、女を女王とする。

第七条 王が皇位を繼承したときは、その兄弟姉妹たる王及び女王は、特にこれを親王及び内親王とする。

〔皇太子・皇太孫〕

第八条 皇嗣たる皇子を皇太子という。皇太子のないときは、皇嗣たる皇孫を皇太孫という。

〔養子の禁止〕

第九条 天皇及び皇族は、養子をすることができない。

〔立后及び婚姻〕

第十条 立后及び皇族男子の婚姻は、皇室會議の議を経ることを要する。

〔皇族の身分の離脱〕

第十一条 年齢十五年以上の内親王、王及び女王は、その意思に基き、皇室會議の議により、皇族の身分を離れる。

② 親王（皇太子及び皇太孫を除く。）、内親王、王及び女王は、前項の場合の外、やむを得ない特別の事由があるときは、皇室會議の議により、皇族の身分を離れる。

第十二條 皇族女子は、天皇及び皇族以外の者と婚姻したときは、皇族の身分を離れる。

第十三條 皇族の身分を離れる親王又は王の妃並びに直系卑属及びその妃は、他の皇族と婚姻した女子及びその直系卑属を除き、同時に皇族の身分を離れる。但し、直系卑属及びその妃については、皇室會議の議により、皇族の身分を離れないものとするができる。

第十四條 皇族以外の女子で親王妃又は王妃となつた者が、その夫を失つたときは、その意思により、皇族の身分を離れることができる。

② 前項の者が、その夫を失つたときは、同項による場合の外、やむを得ない特別の事由があるときは、皇室會議の議により、皇族の身分を離れる。

③ 第一項の者は、離婚したときは、皇族の身分を離れる。

- ④ 第一項及び前項の規定は、前条の他の皇族と婚姻した女子に、これを準用する。

〔一般人の皇族身分の取得〕

第十五条 皇族以外の者及びその子孫は、女子が皇后となる場合及び皇族男子と婚姻する場合を除いては、皇族となることがない。

第三章 摂政

〔設置事由〕

第十六条 天皇が成年に達しないときは、摂政を置く。

- ② 天皇が、精神若しくは身体の重患又は重大な事故により、国事に関する行為をみずからすることができないときは、皇室会議の議により、摂政を置く。

〔就任の資格及び順序〕

第十七条 摂政は、左の順序により、成年に達した皇族が、これに就任する。

- 一 皇太子又は皇太孫
- 二 親王及び王
- 三 皇后
- 四 皇太后
- 五 太皇太后
- 六 内親王及び女王

- ② 前項第二号の場合においては、皇位継承の順序に従い、同項第六号の場合においては、皇位継承の順序に準ずる。

〔就任順序の変更〕

第十八条 摂政又は摂政となる順位にあたる者に、精神若しくは身体の重患があり、又は重大な事故があるときは、皇室会議の議により、前条に定める順序に従って、摂政又は摂政となる順序を変えることができる。

〔順序変更事由事後消滅の効果〕

第十九条 摂政となる順位にあたる者が、成年に達しないため、又は前条の故障があるために、他の皇族が、摂政となったときは、先順位にあたっていた皇族が、成年に達し、又は故障がなくなつたときでも、皇太子又は皇太孫に対する場合を除いては、摂政の任を譲ることがない。

〔摂政廃止〕

第二十条 第十六条第二項の故障がなくなつたときは、皇室会議の議により、摂政を廃する。

〔訴追の制限〕

第二十一条 摂政は、その在任中、訴追されない。但し、これがため、訴追の権利は、害されない。

第四章 成年、敬称、即位の礼、大喪の礼、皇統譜及び陵墓

〔成年〕

第二十二条 天皇、皇太子及び皇太孫の成年は、十八年とする。

〔敬称〕

第二十三条 天皇、皇后、太皇太后及び皇太后の敬称は、陛下とする。

- ② 前項の皇族以外の皇族の敬称は、殿下とする。

〔即位の礼〕

第二十四条 皇位の継承があつたときは、即位の礼を行う。

〔大喪の礼〕

第二十五条 天皇が崩じたときは、大喪の礼を行う。

〔皇統譜〕

第二十六条 天皇及び皇族の身分に関する事項は、これを皇統譜に登録する。

〔陵墓〕

第二十七条 天皇、皇后、太皇太后及び皇太后を葬る所を陵、その他の皇族を葬る所を墓とし、陵及び墓に関する事項は、これを陵籍及び墓籍に登録する。

第五章 皇室会議

〔組織〕

第二十八条 皇室会議は、議員十人でこれを組織する。

- ② 議員は、皇族二人、衆議院及び参議院の議長及び副議長、内閣総理大臣、宮内庁の長並びに最高裁判所の長たる裁判官及びその他の裁判官一人を以て、これに充てる。

- ③ 議員となる皇族及び最高裁判所の長たる裁判官以外の裁判官は、各々成年に達した皇族又は最高裁判所の長たる裁判官以外の裁判官の互選による。

〔議長〕

第二十九条 内閣総理大臣たる議員は、皇室会議の議長となる。

〔予備議員〕

第三十条 皇室会議に、予備議員十人を置く。

- ② 皇族及び最高裁判所の裁判官たる議員の予備議員については、第二十八条第三項の規定を準用する。

- ③ 衆議院及び参議院の議長及び副議長たる議員の予備議員は、各々衆議院及び参議院の議員の互選による。

- ④ 前二項の予備議員の員数は、各々その議員の員数と同数とし、その職務を

行う順序は、互選の際、これを定める。

- ⑤ 内閣総理大臣たる議員の予備議員は、内閣法の規定により臨時に内閣総理大臣の職務を行う者として指定された国務大臣を以て、これに充てる。
- ⑥ 宮内庁の長たる議員の予備議員は、内閣総理大臣の指定する宮内庁の官吏を以て、これに充てる。
- ⑦ 議員に事故のあるとき、又は議員が欠けたときは、その予備議員が、その職務を行う。

〔衆議院解散の場合の特例〕

第三十一条 第二十八条及び前条において、衆議院の議長、副議長又は議員とあるのは、衆議院が解散されたときは、後任者の定まるまでは、各々解散の際衆議院の議長、副議長又は議員であつた者とする。

〔議員及び予備議員の任期〕

第三十二条 皇族及び最高裁判所の長たる裁判官以外の裁判官たる議員及び予備議員の任期は、四年とする。

〔招集〕

第三十三条 皇室会議は、議長が、これを招集する。

- ② 皇室会議は、第三条、第十六条第二項、第十八条及び第二十条の場合には、四人以上の議員の要求があるときは、これを招集することを要する。

〔定足数〕

第三十四条 皇室会議は、六人以上の議員の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

〔議決方法〕

第三十五条 皇室会議の議事は、第三条、第十六条第二項、第十八条及び第二十条の場合には、出席した議員の三分の二以上の多数でこれを決し、その他の場合には、過半数でこれを決する。

- ② 前項後段の場合において、可否同数のときは、議長の決するところによる。

〔除斥〕

第三十六条 議員は、自分の利害に特別の関係のある議事には、参与することができない。

〔権限〕

第三十七条 皇室会議は、この法律及び他の法律に基く権限のみを行う。

附 則

- ① この法律は、日本国憲法施行の日〔昭和二年五月三日〕から、これを施行する。〔後略〕

● (旧) 皇室典範 (明治 22 年 2 月 11 日)

第一章 皇位継承

第一条 大日本国皇位ハ祖宗ノ皇統ニシテ男系ノ男子之ヲ継承ス

第二条 皇位ハ皇長子ニ伝フ

第三条 皇長子在ラサルトキハ皇長孫ニ伝フ皇長子及其ノ子孫皆在ラサルトキハ皇次子及其ノ子孫ニ伝フ以下皆之ニ例ス

第四条 皇子孫ノ皇位ヲ継承スルハ嫡出ヲ先ニス皇庶子孫ノ皇位ヲ継承スルハ皇嫡子孫皆在ラサルトキニ限ル

第五条 皇子孫皆在ラサルトキハ皇兄弟及其ノ子孫ニ伝フ

第六条 皇兄弟及其ノ子孫皆在ラサルトキハ皇伯叔父及其ノ子孫ニ伝フ

第七条 皇伯叔父及其ノ子孫皆在ラサルトキハ其ノ以上ニ於テ最近親ノ皇族ニ伝フ

第八条 皇兄弟以上ハ同等内ニ於テ嫡ヲ先ニシ庶ヲ後ニシ長ヲ先ニシ幼ヲ後ニス

第九条 皇嗣精神若ハ身体ノ不治ノ重患アリ又ハ重大ノ事故アルトキハ皇族會議及枢密顧問ニ諮詢シ前数条ニ依リ継承ノ順序ヲ換フルコトヲ得

第二章 踐祚即位

第十条 天皇崩スルトキハ皇嗣即チ踐祚シ祖宗ノ神器ヲ承ク

第十一条 即位ノ礼及大嘗祭ハ京都ニ於テ之ヲ行フ

第十二条 踐祚ノ後元号ヲ建テ一世ノ間ニ再ヒ改メサルコト明治元年ノ定制ニ従フ

第三章 成年立后立太子

第十三条 天皇及皇太子皇太孫ハ満十八年ヲ以テ成年トス

第十四条 前条ノ外ノ皇族ハ満二十年ヲ以テ成年トス

第十五条 儲嗣タル皇子ヲ皇太子トス皇太子在ラサルトキハ儲嗣タル皇孫ヲ皇太孫トス

第十六条 皇后皇太子皇太孫ヲ立ツルトキハ詔書ヲ以テ之ヲ公布ス

第四章 敬称

第十七条 天皇太皇太后皇太后皇后ノ敬称ハ陛下トス

第十八条 皇太子皇太子妃皇太孫皇太孫妃親王親王妃内親王王王妃女王ノ敬称ハ殿下トス

第五章 摂政

第十九条 天皇未タ成年ニ達セサルトキハ摂政ヲ置ク

② 天皇久キニ互ルノ故障ニ由リ大政ヲ親ラスルコト能ハサルトキハ皇族會議及枢密顧問ノ議ヲ經テ摂政ヲ置ク

第二十条 摂政ハ成年ニ達シタル皇太子又ハ皇太孫之ニ任ス

第二十一条 皇太子皇太孫在ラサルカ又ハ未タ成年ニ達セサルトキハ左ノ順序ニ依リ摂政ニ任ス

第一 親王及王

第二 皇后

第三 皇太后

第四 太皇太后

第五 内親王及女王

第二十二条 皇族男子ノ摂政ニ任スルハ皇位継承ノ順序ニ従フ其ノ女子ニ於ケルモ亦之ニ準ス

第二十三条 皇族女子ノ摂政ニ任スルハ其ノ配偶アラサル者ニ限ル

第二十四条 最近親ノ皇族未タ成年ニ達セサルカ又ハ其ノ他ノ事故ニ由リ他ノ皇族摂政ニ任シタルトキハ後來最近親ノ皇族成年ニ達シ又ハ其ノ事故既ニ除クト雖皇太子及皇太孫ニ対スルノ外其ノ任ヲ讓ルコトナシ

第二十五条 摂政又ハ摂政タルヘキ者精神若ハ身体ノ重患アリ又ハ重大ノ事故アルトキハ皇族會議及枢密顧問ノ議ヲ經テ其ノ順序ヲ換フルコトヲ得

第六章 太傅

第二十六条 天皇未タ成年ニ達セサルトキハ太傅ヲ置キ保育ヲ掌ラシム

第二十七条 先帝遺命ヲ以テ太傅ヲ任セサリシトキハ摂政ヨリ皇族會議及枢密顧問ニ諮詢シ之ヲ選任ス

第二十八条 太傅ハ摂政及其ノ子孫之ニ任スルコトヲ得ス

第二十九条 摂政ハ皇族會議及枢密顧問ニ諮詢シタル後ニ非サレハ太傅ヲ退職セシムルコトヲ得ス

第七章 皇族

第三十条 皇族ト称フルハ太皇太后皇太后皇后皇太子皇太子妃皇太孫皇太孫妃親王親王妃内親王王王妃女王ヲ謂フ

第三十一条 皇子ヨリ皇玄孫ニ至ルマテハ男ヲ親王女ヲ内親王トシ五世以下ハ男ヲ王女ヲ女王トス

第三十二条 天皇支系ヨリ入テ大統ヲ承クルトキハ皇兄弟姉妹ノ王女王タル者ニ特ニ親王内親王ノ号ヲ宣賜ス

第三十三条 皇族ノ誕生命名婚嫁薨去ハ宮内大臣之ヲ公告ス

第三十四条 皇統譜及前条ニ関ル記録ハ図書寮ニ於テ尚蔵ス

第三十五条 皇族ハ天皇之ヲ監督ス

第三十六条 摂政在任ノ時ハ前条ノ事ヲ摂行ス

第三十七条 皇族男女幼年ニシテ父ナキ者ハ宮内ノ官僚ニ命シ保育ヲ掌ラシム事宜ニ依リ天皇ハ其ノ父母ノ選挙セル後見人ヲ認可シ又ハ之ヲ勅選スヘシ

第三十八条 皇族ノ後見人ハ成年以上ノ皇族ニ限ル

第三十九条 皇族ノ婚嫁ハ同族又ハ勅旨ニ由リ特ニ認許セラレタル華族ニ限ル

第四十条 皇族ノ婚嫁ハ勅許ニ由ル

第四十一条 皇族ノ婚嫁ヲ許可スルノ勅書ハ宮内大臣之ニ副署ス

第四十二条 皇族ハ養子ヲ為スコトヲ得ス

第四十三条 皇族国彊ノ外ニ旅行セムトスルトキハ勅許ヲ請フヘシ

第四十四条 皇族女子ノ臣籍ニ嫁シタル者ハ皇族ノ列ニ在ラス但シ特旨ニ依リ仍内親王女王ノ称ヲ有セシムルコトアルヘシ

第八章 世伝御料

第四十五条 土地物件ノ世伝御料ト定メタルモノハ分割讓与スルコトヲ得ス

第四十六条 世伝御料ニ編入スル土地物件ハ枢密顧問ニ諮詢シ勅書ヲ以テ之ヲ定メ宮内大臣之ヲ公告ス

第九章 皇室經費

第四十七条 皇室諸般ノ經費ハ特ニ常額ヲ定メ国庫ヨリ支出セシム

第四十八条 皇室經費ノ予算決算検査及其ノ他ノ規則ハ皇室會計法ノ定ムル所ニ依ル

第十章 皇室訴訟及懲戒

第四十九条 皇族相互ノ民事ノ訴訟ハ勅旨ニ依リ宮内省ニ於テ裁判員ヲ命シ裁判セシメ勅裁ヲ經テ之ヲ執行ス

第五十条 人民ヨリ皇族ニ対スル民事ノ訴訟ハ東京控訴院ニ於テ之ヲ裁判ス但シ皇族ハ代人ヲ以テ訴訟ニ当ラシメ自ラ訟廷ニ出ルヲ要セス

第五十一条 皇族ハ勅許ヲ得ルニ非サレハ勾引シ又ハ裁判所ニ召喚スルコトヲ得ス

第五十二条 皇族其ノ品位ヲ辱ムルノ所行アリ又ハ皇室ニ対シ忠順ヲ缺クトキハ勅旨ヲ以テ之ヲ懲戒シ其ノ重キ者ハ

皇族特権ノ一部又ハ全部ヲ停止シ若ハ剥奪スヘシ

第五十三条 皇族蕩産ノ所行アルトキハ勅旨ヲ以テ治産ノ禁ヲ宣告シ其ノ管財者ヲ任スヘシ

第五十四条 前二条ハ皇族会議ニ諮詢シタル後之ヲ勅裁ス

第十一章 皇族会議

第五十五条 皇族会議ハ成年以上ノ皇族男子ヲ以テ組織シ内大臣枢密院議長宮内大臣司法大臣大審院長ヲ以テ参列セシム

第五十六条 天皇ハ皇族会議ニ親臨シ又ハ皇族中ノ一員ニ命シテ議長タラシム

第十二章 補則

第五十七条 現在ノ皇族五世以下親王ノ号ヲ宣賜シタル者ハ旧ニ依ル

第五十八条 皇位継承ノ順序ハ總テ実系ニ依ル現在皇養子皇猶子又ハ他ノ継嗣タルノ故ヲ以テ之ヲ混スルコトナシ

第五十九条 親王内親王王女王ノ品位ハ之ヲ廃ス

第六十条 親王ノ家格及其ノ他此ノ典範ニ牴觸スル例規ハ總テ之ヲ廃ス

第六十一条 皇族ノ財産歳費及諸規則ハ別ニ之ヲ定ムヘシ

第六十二条 将来此ノ典範ノ条項ヲ改正シ又ハ増補スヘキノ必要アルニ当テハ皇族会議及枢密顧問ニ諮詢シテ之ヲ勅定スヘシ

●皇室典範増補（明治 40 年 2 月 11 日）

第一条 王ハ勅旨又ハ情願ニ依リ家名ヲ賜ヒ華族ニ列セシムルコトアルヘシ

〔昭和 21 年 12 月 27 日改正後の条文〕

第一条 内親王王女王ハ勅旨又ハ情願ニ依リ臣籍ニ入ラシムルコトアルヘシ

第二条 王ハ勅許ニ依リ華族ノ家督相続人トナリ又ハ家督相続ノ目的ヲ以テ華族ノ養子トナルコトヲ得

第三条 前二条ニ依リ臣籍ニ入リタル者ノ妻直系卑属及其ノ妻ハ其ノ家ニ入ル但シ他ノ皇族ニ嫁シタル女子及其ノ直系卑属ハ此ノ限ニ在ラス

第四条 特権ヲ剥奪セラレタル皇族ハ勅旨ニ由リ臣籍ニ降スコトアルヘシ

② 前項ニ依リ臣籍ニ降サレタル者ノ妻ハ其ノ家ニ入ル

第五条 第一条第二条第四条ノ場合ニ於テハ皇族会議及枢密顧問ノ諮詢ヲ経ヘシ

第六条 皇族ノ臣籍ニ入リタル者ハ皇族

ニ復スルコトヲ得ス

第七条 皇族ノ身位其ノ他ノ権義ニ関スル規程ハ此ノ典範ニ定メタルモノノ外別ニ之ヲ定ム

② 皇族ト人民トニ渉ル事項ニシテ各適用スヘキ法規ヲ異ニスルコトキハ前項ノ規程ニ依ル

第八条 法律命令中皇族ニ適用スヘキモノトシタル規定ハ此ノ典範又ハ之ニ基ツキ発スル規則ニ別段ノ条規ナキトキニ限り之ヲ適用ス

●皇室典範増補（大正 7 年 11 月 28 日）

皇族女子ハ王族又ハ公族ニ嫁スルコトヲ得

●国事行為の臨時代行に関する法律（昭和 39 年法律第 83 号）

（趣旨）

第一条 日本国憲法第四条第二項の規定に基づく天皇の国事に関する行為の委任による臨時代行については、この法律の定めるところによる。

（委任による臨時代行）

第二条 天皇は、精神若しくは身体の疾患又は事故があるときは、摂政を置くべき場合を除き、内閣の助言と承認により、国事に関する行為を皇室典範（昭和二十二年法律第三号）第十七条の規定により摂政となる順位にあたる皇族に委任して臨時に代行させることができる。

2 前項の場合において、同項の皇族が成年に達しないとき、又はその皇族に精神若しくは身体の疾患若しくは事故があるときは、天皇は、内閣の助言と承認により、皇室典範第十七条に定める順序に従つて、成年に達し、かつ、故障がない他の皇族に同項の委任をするものとする。

（委任の解除）

第三条 天皇は、その故障がなくなつたとき、前条の規定による委任を受けた皇族に故障が生じたとき、又は同条の規定による委任をした場合において、先順位にあたる皇族が成年に達し、若しくはその皇族に故障がなくなつたときは、内閣の助言と承認により、同条の規定による委任を解除する。

（委任の終了）

第四条 第二条の規定による委任は、皇

位の継承、摂政の設置又はその委任を受けた皇族の皇族たる身分の離脱によって終了する。

（公示）

第五条 この法律の規定により天皇の国事に関する行為が委任され、又はその委任が解除されたときは、内閣は、その旨を公示する。

（訴追の制限）

第六条 第二条の規定による委任を受けた皇族は、その委任がされている間、訴追されない。ただし、このため、訴追の権利は、害されない。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

●皇室経済法(昭和 22 年法律第 4 号)

第一条 削除

〔国会の個別的議決不要の財産授受〕

第二条 左の各号の一に該当する場合においては、その度ごとに国会の議決を経なくても、皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が財産を譲り受け、若しくは賜与することができる。

一 相当の対価による売買等通常の私的経済行為に係る場合

二 外国交際のための儀礼上の贈答に係る場合

三 公共のためになす遺贈又は遺産の賜与に係る場合

四 前各号に掲げる場合を除く外、毎年四月一日から翌年三月三十一日までの期間内に、皇室がなす賜与又は譲受に係る財産の価額が、別に法律で定める一定価額に達するに至るまでの場合

〔予算上皇室費用の種類〕

第三条 予算に計上する皇室の費用は、これを内廷費、宮廷費及び皇族費とする。

〔内廷費〕

第四条 内廷費は、天皇並びに皇后、太皇太后、皇太后、皇太子、皇太子妃、皇太孫、皇太孫妃及び内廷にあるその他の皇族の日常の費用その他内廷諸費に充てるものとし、別に法律で定める定額を、毎年支出するものとする。

② 内廷費として支出されたものは、御手元金となるものとし、宮内庁の経理に属する公金としない。

③ 皇室経済会議は、第一項の定額について、変更の必要があると認めるときは、これに関する意見を内閣に提出しなければならない。

④ 前項の意見の提出があつたときは、内閣は、その内容をなるべく速かに国会に報告しなければならない。

〔宮廷費〕

第五条 宮廷費は、内廷諸費以外の宮廷諸費に充てるものとし、宮内庁で、これを経理する。

〔皇族費〕

第六条 皇族費は、皇族としての品位保持の資に充てるために、年額により毎年支出するもの及び皇族が初めて独立の生計を営む際に一時金額により支出するもの並びに皇族であつた者としての品位保持の資に充てるために、皇族が皇室典範の定めるところによりその身分を離れる際に一時金額により支出するものとする。その年額又は一時金額は、別に法律で定める定額に基いて、これを算出する。

② 前項の場合において、皇族が初めて独立の生計を営むことの認定は、皇室経済会議の議を経ることを要する。

③ 年額による皇族費は、左の各号並びに第四項及び第五項の規定により算出する額とし、第四条第一項に規定する皇族以外の各皇族に対し、毎年これを支出するものとする。

一 独立の生計を営む親王に対しては、定額相当額の金額とする。

二 前号の親王の妃に対しては、定額の二分の一に相当する額の金額とする。但し、その夫を失つて独立の生計を営む親王妃に対しては、定額相当額の金額とする。この場合において、独立の生計を営むことの認定は、皇室経済会議の議を経ることを要する。

三 独立の生計を営む内親王に対しては、定額の二分の一に相当する額の金額とする。

四 独立の生計を営まない親王、その妃及び内親王に対しては、定額の十分の一に相当する額の金額とする。ただし、成年に達した者に対しては、定額の十分の三に相当する額の金額とする。

五 王、王妃及び女王に対しては、それぞれ前各号の親王、親王妃及び内

親王に準じて算出した額の十分の七に相当する額の金額とする。

- ④ 摂政たる皇族に対しては、その在任中は、定額の三倍に相当する額の金額とする。
- ⑤ 同一人が二以上の身分を有するときは、その年額中の多額のものによる。
- ⑥ 皇族が初めて独立の生計を営む際に支出する一時金額による皇族費は、独立の生計を営む皇族について算出する年額の二倍に相当する額の金額とする。
- ⑦ 皇族がその身分を離れる際に支出する一時金額による皇族費は、左の各号に掲げる額を超えない範囲内において、皇室経済会議の議を経て定める金額とする。
- 一 皇室典範第十一条、第十二条及び第十四条の規定により皇族の身分を離れる者については、独立の生計を営む皇族について算出する年額の十倍に相当する額
- 二 皇室典範第十三条の規定により皇族の身分を離れる者については、第三項及び第五項の規定により算出する年額の十倍に相当する額。この場合において、成年に達した皇族は、独立の生計を営む皇族とみなす。
- ⑧ 第四条第二項の規定は、皇族費として支出されたものに、これを準用する。
- ⑨ 第四条第三項及び第四項の規定は、第一項の定額に、これを準用する。

〔皇位と不可分の由緒ある物〕

第七条 皇位とともに伝わるべき由緒ある物は、皇位とともに、皇嗣が、これを受ける。

〔皇室経済会議の組織〕

第八条 皇室経済会議は、議員八人でこれを組織する。

- ② 議員は、衆議院及び参議院の議長及び副議長、内閣総理大臣、財務大臣、宮内庁の長並びに会計検査院の長をも

つて、これに充てる。

第九条 皇室経済会議に、予備議員八人を置く。

〔皇室経済会議の定足数及び議決〕

第十条 皇室経済会議は、五人以上の議員の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

- ② 皇室経済会議の議事は、過半数でこれを決する。可否同数のときは、議長が決するところによる。

〔皇室経済会議の議長・予備議員の選定及び職責・招集者・利害関係議員の除斥・権限等〕

第十一条 皇室典範第二十九条、第三十条第三項から第七項まで、第三十一条、第三十三条第一項、第三十六条及び第三十七条の規定は、皇室経済会議に、これを準用する。

- ② 財務大臣たる議員の予備議員は、財務事務次官をもつて、これに充て、会計検査院の長たる議員の予備議員は、内閣総理大臣の指定する会計検査院の官吏をもつて、これに充てる。

附 則

- ① この法律は、日本国憲法施行の日〔昭和二二年五月三日〕から、これを施行する。
- ② この法律施行の際、現に皇室の用に供せられている従前の皇室財産で、国有財産法〔昭和二三年六月法律第七三号〕の国有財産となつたものは、第一条第二項の規定にかかわらず、皇室経済会議の議を経ることなく、これを皇室用財産とする。
- ③ この法律施行の際、従前の皇室会計に所属する権利義務で国に引き継がるべきものの経過的处理に関し、必要な事項は、政令でこれを定める。
- ④ この法律施行の日の属する年度における内廷費及び皇族費の年額は、月割による。〔後略〕

